

岐阜県社会的養育推進計画

令和2年3月 岐阜県

目次

第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像.....	2
1 計画策定の基本的考え方	2
2 計画の期間	3
3 他の計画との関係	3
4 策定体制.....	3
第2章 社会的養育を取り巻く現状と課題	4
1 岐阜県における社会的養育の現状.....	4
2 岐阜県家庭的養護推進計画の成果と課題.....	7
第3章 社会的養育の推進に向けた具体的な取組	8
1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)	8
2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組.....	10
3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	16
4 里親等への委託の推進に向けた取組	19
5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組.....	26
6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組.....	29
7 一時保護改革に向けた取組.....	38
8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	42
9 子ども相談センターの強化等に向けた取組	47
第4章 計画の推進.....	54
1 計画の推進体制.....	54
2 計画の進捗状況の評価	55
第5章 用語集.....	56
第6章 参考資料	60
1 代替養育を必要とする子ども数の算出.....	60
2 里親等委託が必要な子ども数の算出	68
3 都道府県社会的養育推進計画の策定要領の算式1を活用した里親等委託率の算出(参考)	74
4 児童養護施設入所児童へのヒアリング.....	77
5 岐阜県社会的養育推進会議設置要綱	86
6 岐阜県社会的養育推進会議委員名簿	87
7 岐阜県社会的養育推進会議部会規程	88
8 岐阜県社会的養育推進会議部会委員名簿.....	89

第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の基本的考え方

県では、平成27年3月に、社会的養護に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成41年度(令和11年度)までの15年間の計画期間とする「岐阜県家庭的養護推進計画」を策定し、本計画に基づいて施設の小規模化・地域分散化、家庭養護の推進等、社会的養護の充実に向け様々な施策を推進してきました。

一方で、児童虐待は後を絶たず、平成30年度に県の子ども相談センターで対応した児童虐待の相談件数は、過去最多の1,405件となり、子どもを取り巻く環境は、非常に深刻な状況となってきました。

国際社会では、平成27年の国連サミットにおいて、2030年(令和12年)を期限とする包括的な17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、「平和と公正をすべての人に」など、すべての子どもを暴力・虐待から守るための目標が掲げられました。

平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)においては、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

そして平成29年8月には、有識者等により構成される「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。本ビジョンでは、改正児童福祉法等の理念を具体化し、「子どもの最善の利益」を実現するため、在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題を踏まえた改革の項目を示し、一体的な取組を進めていくことを求めています。

「子どもの最善の利益」の実現にあたっては、全ての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要であり、取組を計画的に進めていく必要があります。

県では、SDGsや改正児童福祉法の理念、「岐阜県家庭的養護推進計画」の成果や課題、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応を踏まえ、家庭での養育支援から代替養育までの社会的養育の充実にともに、「家庭養育優先原則」を徹底し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、「岐阜県社会的養育推進計画」を策定します。



※上のアイコンは、SDGsのうち、本計画に関連のあるものを示しています。

2 計画の期間

令和 11 年度を終期とし、令和 2 年度から令和 6 年度までを前期、令和 7 年度から令和 11 年度までを後期とします。

3 他の計画との関係

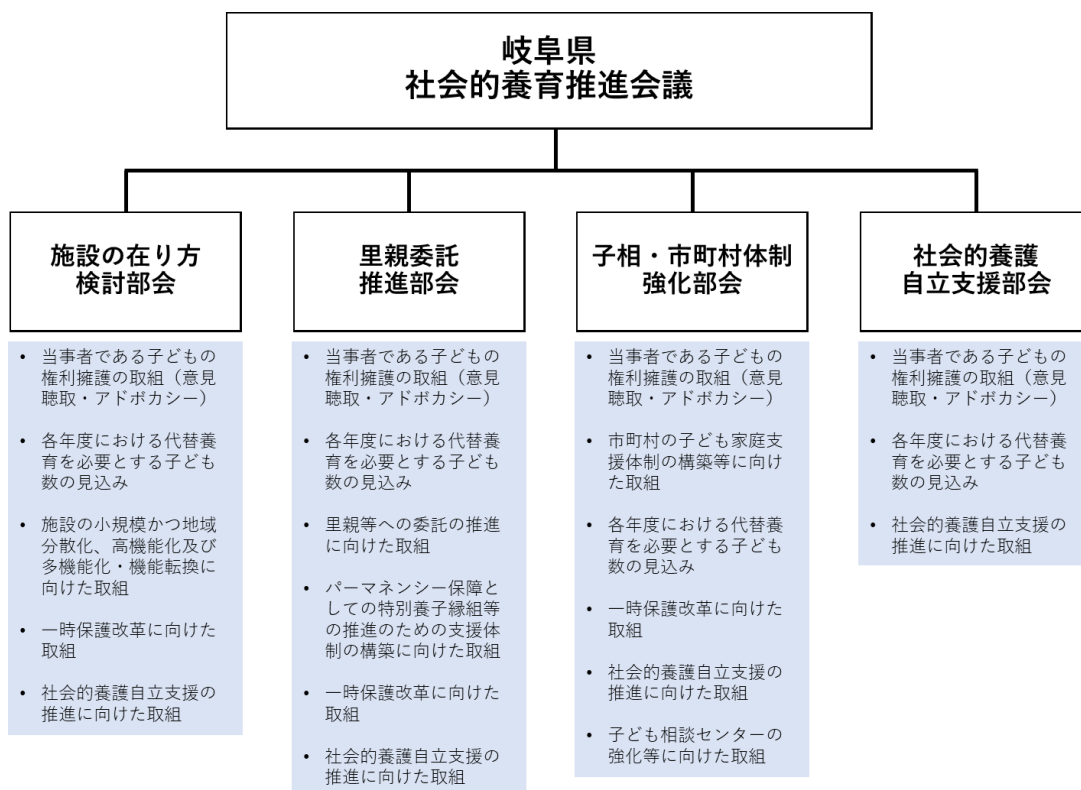
「岐阜県少子化対策基本計画」に掲げる配慮を要する子どもや家庭への支援の充実を図る取り組みとして位置づけるとともに、「岐阜県子どもの貧困対策計画」と整合性を図り、策定します。

4 策定体制

本計画は、多角的な視点による意見を把握し、実行性のある計画とするため、学識経験者、里親、関係団体、市町村、県子ども相談センター職員で構成する「岐阜県社会的養育推進会議」と、より専門的な検討を進める 4 つの「部会」を設置し、意見・助言をいただきながら、策定しました。

また、当事者である子どもからも、計画の取組について意見を聴取し、策定を進めました。

(図 1-4-1) 岐阜県社会的養育推進計画 策定体制



第2章 社会的養育を取り巻く現状と課題

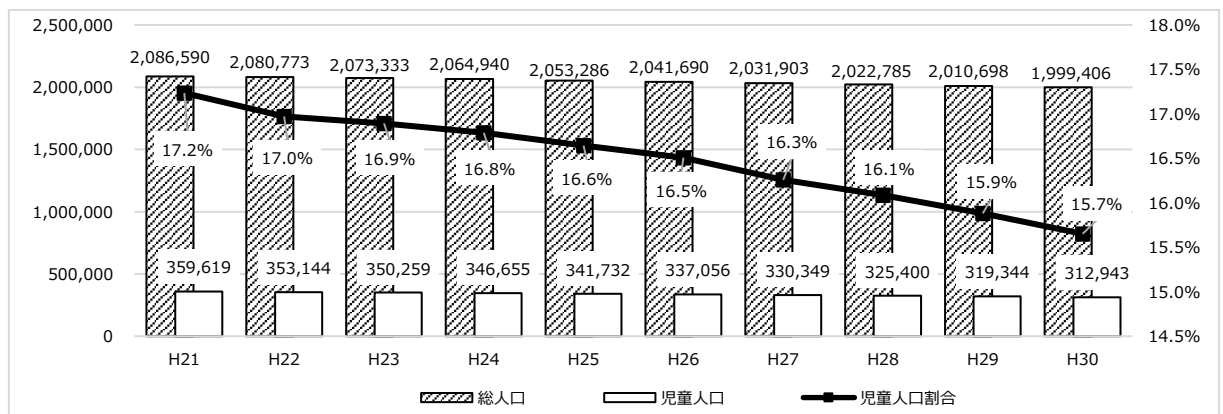
1 岐阜県における社会的養育の現状

(1) 児童人口の動向

本県の人口は年々減少し、平成30年度には、初めて人口が200万人を割り込みました。児童人口や、その割合も毎年減少しており、10年間で46,000人もの児童人口が減少しました。

(図 2-1-1) 児童人口の動向

(単位：人)



(各年度 10月1日時点)

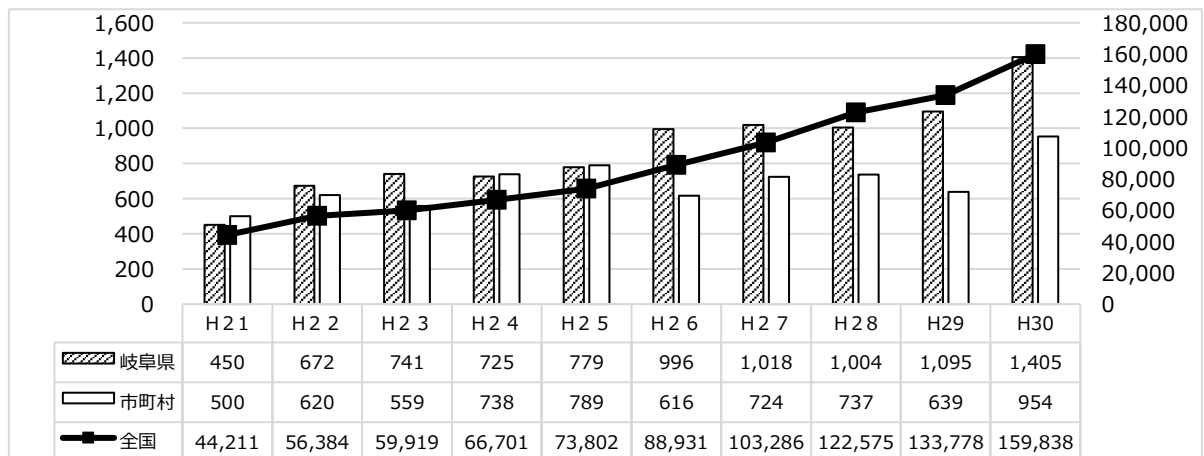
出典：岐阜県の人口・世帯数（岐阜県調べ）

(2) 県子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数

県子ども相談センターにおける児童虐待に係る相談対応件数は、毎年増加傾向にあります。平成30年度は1,405件(対前年度比28.3%)で、県に加え、全国、市町村ともに過去最多の件数を更新しました。

(図 2-1-2) 児童虐待に係る相談対応件数

(単位：件)



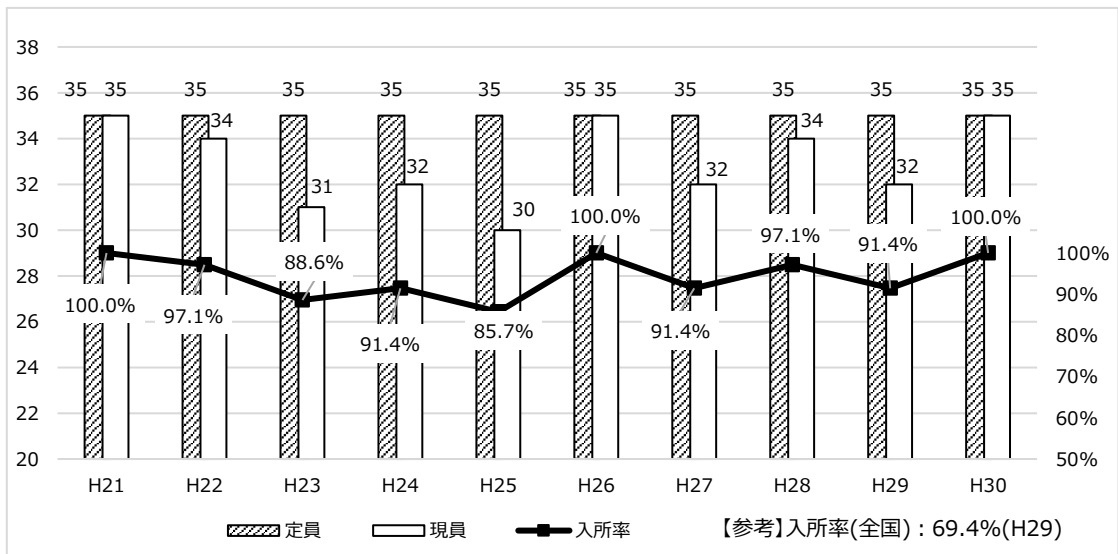
出典：福祉行政報告例

(3) 乳児院及び児童養護施設

本県には、乳児院が2カ所、児童養護施設が10カ所あります。平成31年3月1日時点の入所定員は、乳児院では35人、児童養護施設では577人となっており、入所定員に対する入所児童の割合は、乳児院が100.0%、児童養護施設が80.6%となっています。

(図 2-1-3) 乳児院の定員及び入所率

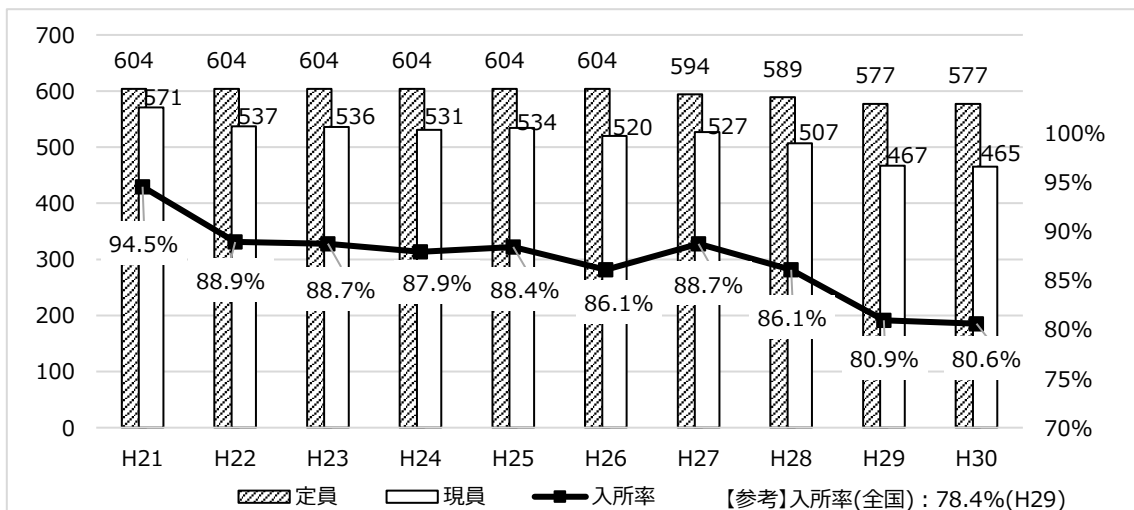
(単位：人)



(各年度 3月1日時点)

(図 2-1-4) 児童養護施設の定員及び入所率

(単位：人)



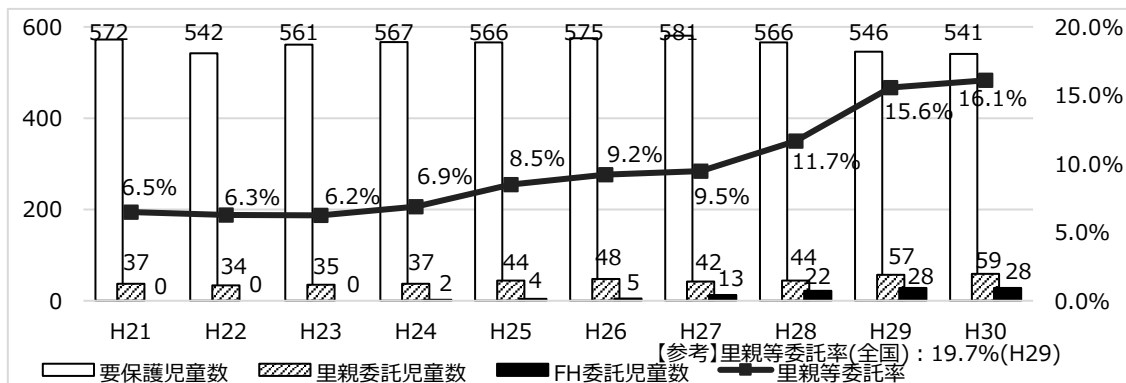
(各年度 3月1日時点)

(4) 里親及びファミリーホーム

① 里親及びファミリーホームへの子どもの委託状況

平成30年度末時点では、里親へ59人、ファミリーホームへ28人の子どもが委託されており、合計87人が養育されています。要保護児童における里親等委託率（※）は16.1%となっており、年々増加傾向にあります。

(図 2-1-5) 里親及びファミリーホームへの子どもの委託状況 (単位：人)



※FH：ファミリーホーム

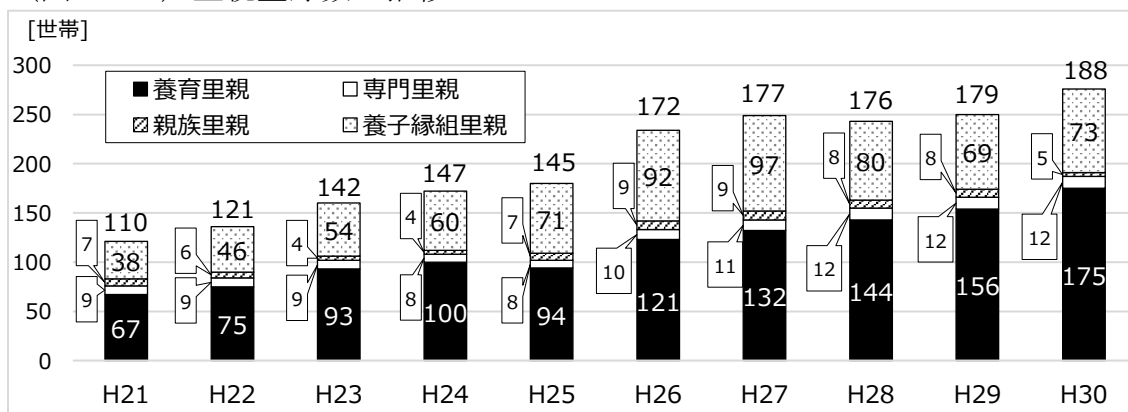
※里親等委託率：要保護児童のうち里親及びファミリーホームへ委託された児童が占める割合
(各年度3月31日時点)

出典：福祉行政報告例

② 里親登録数の推移

里親登録数は年々増加傾向にあります。登録里親の種類別にみると、平成30年度末では、養育里親は175世帯と大半を占め、養子縁組里親73世帯、専門里親12人、親族里親5世帯と続いています。

(図 2-1-6) 里親登録数の推移 (単位：世帯、人)



※複数の里親を重複して登録している里親あり

(各年度3月31日時点)

出典：福祉行政報告例

2 岐阜県家庭的養護推進計画の成果と課題

本県では、平成 23 年に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において示された「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、平成 27 年 3 月に、今後の社会的養護の見通しをとりまとめた「岐阜県家庭的養護推進計画」を策定しました。この計画では、「社会的養護の課題と将来像」に示されている「今後 10 数年の間に施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を 3 分の 1 ずつにしていく」という目標の達成を目指しており、施設の小規模化・地域分散化、家庭養護の推進等、社会的養護の充実に向けた取組を進めてきました。

平成 30 年度末時点の実績は表 2-2-1 のとおりです。

(表 2-2-1) 岐阜県家庭的養護推進計画の目標数値及び実績

達成すべき目標 内容	現 状 H30 年度末	目標数値		
		前期 H27～H31	中期 H32～H36	後期 H37～H41
里親等委託率	16.1%	14.6%	20.1%	30.9%
ファミリーホーム設置箇所数	6 箇所	5 箇所	9 箇所	20 箇所
里親支援専門相談員配置数	11 人	12 人	12 人	12 人
本体施設内小規模グループケア	19 箇所	23 箇所	36 箇所	43 箇所
グループホーム割合(※)	13.7%	23.3%	27.5%	27.5%
分園型小規模グループケア	3 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
地域小規模児童養護施設	9 箇所	15 箇所	19 箇所	19 箇所

※地域小規模児童養護施設の定員＋分園型小規模グループケアの定員/代替養育が必要な子ども数

「岐阜県家庭的養護推進計画」に基づき、社会的養護の充実に取り組んできた結果、里親等委託率やファミリーホーム設置箇所数、里親支援専門相談員配置数は順調に増加し、前期の目標数値は概ね達成する見込みです。

しかしながら、本体施設内小規模グループケアや分園型小規模グループケアの実施、地域小規模児童養護施設の設置といった施設の小規模化・地域分散化に関する取組は、計画どおりの開設や移行が進まなかったため、前期の目標数値を下回る見込みとなっています。

目標数値については、今般「岐阜県社会的養育推進計画」の策定に合わせて見直しを行います。引き続き、県と乳児院、児童養護施設や里親等が連携し、さらなる取組を推進していくことが求められます。

第3章 社会的養育の推進に向けた具体的な取組

1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

1994年、国において「子どもの権利条約」を批准しました。この条約では、子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

そして、平成28年の児童福祉法等改正においては、すべての子どもが「権利の主体」として適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有することが、明確化されました。

しかしながら、子どもたちは、自分たちが持つ権利について知る機会があまりありません。さらに児童養護施設等に入所している子どもは、実親と生活している子どもと比べて自ら意見を表明する機会が少ない状況となっています。「子どもが権利の主体」であることを踏まえ、当事者である子どもが有する権利についての説明や、子どもが直接意見を表明できる仕組みの整備等について、検討を進めていく必要があります。

【現状及び課題】

(権利ノートの活用)

- ・児童養護施設では、子どもが入所する際、自らの権利を認識し、これから始まる施設での生活を説明するため、「権利ノート」を用いて、入所児童への説明を実施しています。しかしながら、「権利ノート」を活用していない、内容の見直しが行われていない、最初に説明したのみでその後のフォローを行っていない等、施設によって活用状況にばらつきがあります。

(表 3-1-1) 権利ノートの活用状況

	権利ノートを活用している児童養護施設	
		うち定期的な見直しを実施
権利ノート活用施設数	6施設/10施設	1施設

(平成30年4月調査実施)

出典：「子どもの権利ノート」活用状況調査報告

(岐阜県児童福祉協議会子どもの権利擁護推進委員会)

(意見聴取の仕組み)

- ・各児童養護施設では、「意見箱」を設置し、不満や悩みといった子どもの意見を聞く仕組みを構築しています。

- ・第三者委員を設置し、子どもの立場に立った適切な対応を推進するため、必要に応じて子どもから不満や悩み等を聞いています。

(第三者評価の実施)

- ・平成24年度からは、社会的養護関係施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設）には、第三者評価の受審が義務づけられ、各施設では3年に1回の受審を実施しています。
- ・一時保護所や里親には第三者評価が義務付けられておらず、これまで受審したことはありません。

(社会的養護への理解)

- ・児童養護施設等への入所や里親等に委託されていることが理解されないと訴える子どもたちの声があります。「子どもの権利」や「社会的養護」に関する正しい理解を広めていくことが必要です。

【参考：子どもの意見】

- 施設に住んでいるということを友達などに言いたくない
- 両親と住んでいる前提での会話に参加できない

【具体的取組】

(権利ノートの活用拡大)

- ・児童養護施設において、「権利ノート」の内容を見直すとともに、入所時に児童へ配付・説明することで、「子どもの権利」について理解を進めていきます。
- ・施設入所以降においても、「権利ノート」の定期的な説明を行うなど、活用を促進していきます。
- ・子ども相談センターにおいて、児童養護施設等への入所又は里親への委託をする際に、子どもに対し、権利ノートにより子どもの権利を説明します。

(子どもの権利擁護の推進)

- ・新たに、子ども相談センターや、施設の職員等を対象に「子どもの権利擁護に関する研修」を実施し、子どもの権利擁護を踏まえた援助方針の決定ができる職員等の育成を進めていきます。
- ・子どもがより意見表明しやすい環境を整備するため、社会的養護経験者に話を聴いてもらえる相談体制を新たに構築していきます。
- ・国が検討を進めている「アドボカシーセンター」の動向も見据え、独立した機関の設置に係る研究を進めます。

(第三者評価の受審促進)

- ・乳児院や児童養護施設は定期的に第三者評価の受審を行うとともに結果を公表し、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図っていきます。
- ・一時保護所において、一時保護や支援を受ける子どもの立場に立った、質の確保や向上を図るための第三者評価を新たに受審していきます。
- ・里親の第三者評価受審の検討を進めていきます。

(「子どもの権利」の教育)

- ・全ての子どもに権利があることや、子どもの権利について正しく理解するため、学校教育の中で子どもの権利条約や人権を学び、知識の普及や意識の啓発を図っていきます。

(社会的養護等の啓発)

- ・社会的養護や子どもの権利の内容及び必要性について、市町村と連携した制度等の広報啓発活動を推進します。

(一時保護所退所児童の意見聴取)

- ・一時保護された子どもの権利擁護に資するため、一時保護所の入所児童が退所する際、アンケートを新たに実施して意見を聴取し、その結果を一時保護所の運営等に活用していきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
「権利ノート」を活用する児童養護施設及び一時保護所の数	6 施設 /12 施設	12 施設 /12 施設	12 施設 /12 施設
「子どもの権利擁護」に関する研修を受講した里親、乳児院、児童養護施設等、市町村、子ども相談センターの職員の割合	0%	100%	100%
一時保護所退所児童へのアンケート実施割合	0%	100%	100%

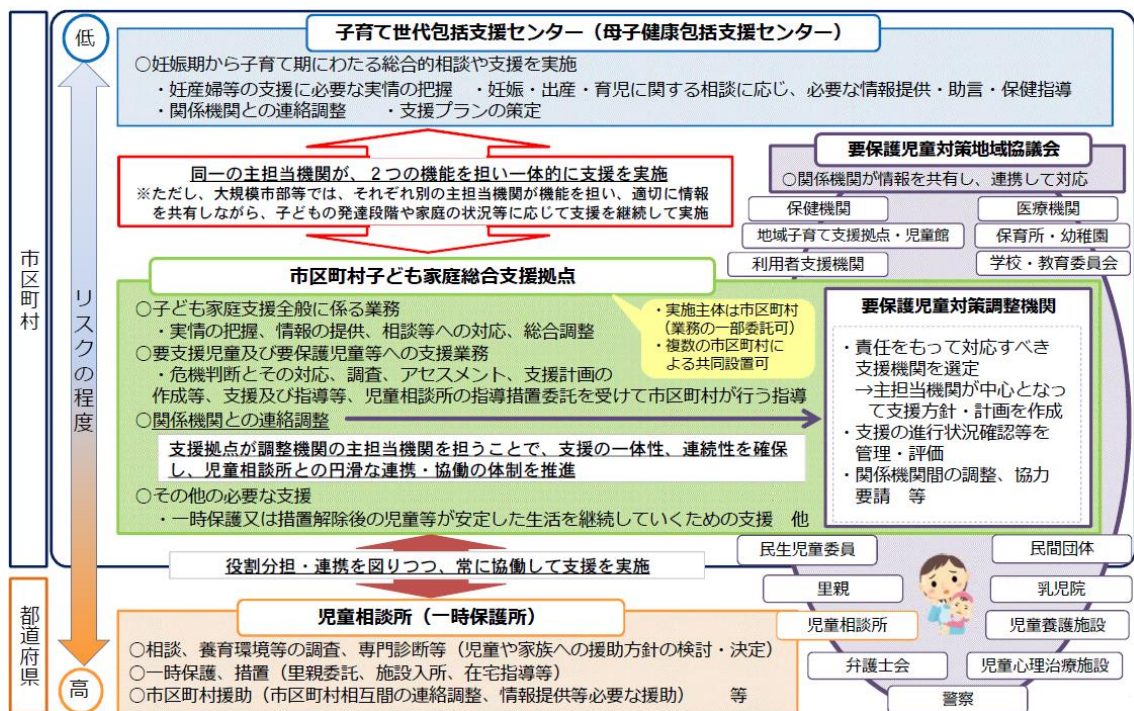
2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

児童福祉法において、市町村は、住民の第一義的な児童家庭相談窓口となり、

子どもと家庭に関する各種の相談を受けることが規定されています。児童虐待の重篤化を防ぐためには、妊娠期からの切れ目のない支援を充実し、妊婦や乳幼児へは市町村の母子保健部門、就学後の子どもへは学校や警察などの関係機関が協力して、要保護児童等に対応する必要があります。そして、要保護児童対策地域協議会に参画する機関とともに、支援を進めていかなければなりません。

児童虐待相談件数が増加している中、子ども相談センターが重篤なケースを中心にその専門性を効果的に発揮するためにも、市町村における相談の受付や初期対応の役割がますます重要になっています。このため、市町村における相談体制を強化し、県と連携して取り組んでいく必要があります。

(図 3-2-1) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理



出典：市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ資料

【現状及び課題】

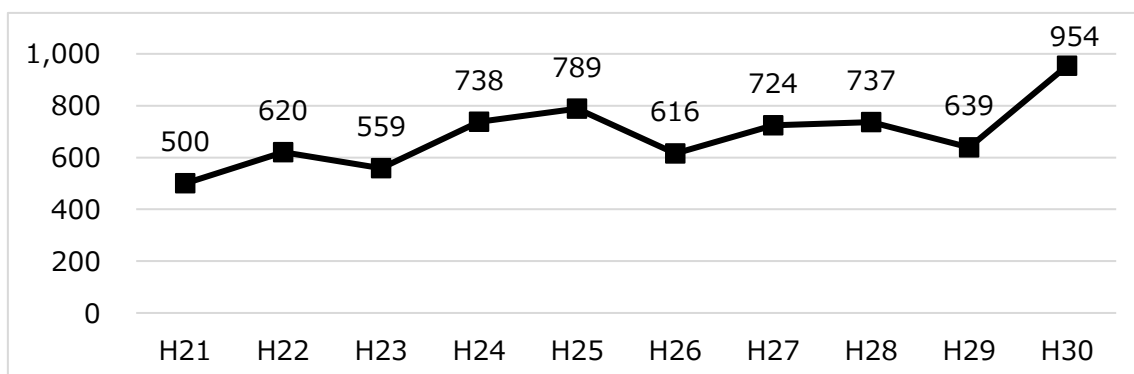
○市町村の相談支援体制等

(市町村における児童虐待相談対応状況)

- 市町村の窓口寄せられた児童虐待相談の対応件数は、平成21年度の500件から平成30年度には954件となり、10年間で2倍近く増加しています。今後も引き続き相談件数の増加や、内容の多様化が見込まれるため、専門的、総合的な相談に対応できる人材の確保や育成が必要です。

(図 3-2-2) 市町村における児童虐待相談の対応件数推移

(単位：件)



※子ども相談センターにおける対応との重複件数は不明

出典：福祉行政報告例

(要保護児童対策地域協議会の設置状況)

- 「要保護児童対策地域協議会」は、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、市町村が設置、運営しています。本県では全ての市町村において設置が完了しており、地域の関係機関等が、子どもやその家庭に関する情報、考え方を共有し、連携して対応しています。

(子育て世代包括支援センターの設置状況)

- 「子育て世代包括支援センター」は、主として妊産婦、乳幼児及びその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を提供するため、対象者の実情把握や、妊娠・出産・子育てに関する各種相談の対応や情報提供、必要に応じて支援プランの策定を行っています。
- 平成31年4月1日現在、県内では23市町に設置されています。平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、令和2年度末までの全国展開が目標とされており、県内全市町村に設置できるよう、専門アドバイザーによる個別指導や研修会の開催などにより市町村へ支援を行っています。

(表 3-2-1) 県内市町村における設置状況 (単位：市町村)

	設置済	未設置	計
市町村数	23	19	42

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

(子ども家庭総合支援拠点の設置状況)

- ・「子ども家庭総合支援拠点」は、管内市町村の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図ることを目的としています。
- ・平成 31 年 4 月 1 日現在、県内では 5 市町村に設置されています。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において令和 4 年度末までに全市町村への設置が求められており、県では、児童相談派遣専門職(中央子ども相談センター)による市町村巡回相談や、市町村職員向けの研修会を開催し、設置を支援しています。

(表 3-2-2) 県内市町村における設置状況 (単位：市町村)

	設置済	未設置	計
市町村数	5	37	42

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

(子育て短期支援事業の実施)

- ・子育て短期支援事業は、利用目的や時間帯等により、「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」と「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」の 2 つの事業形態があります。ショートステイ事業は 26 市町村、トワイライトステイ事業は 18 市町村の実施に留まり、市町村によって子育て短期支援事業の実施状況にばらつきがあります。

(表 3-2-3) 子育て短期支援事業の実施状況 (単位：市町村、件)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度
ショートステイ	実施市町村数	25	26	26
	延件数	71	74	95
トワイライトステイ	実施市町村数	11	10	18
	延件数	17	36	54

(実施市町村数は各年度 4 月 1 日時点)

○子ども家庭支援センター

- ・本県には、各圏域に1施設ずつ「子ども家庭支援センター」があり、子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行っています。また、子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、子ども相談センターや児童福祉施設など、関係する機関との連絡調整を行っています。
- ・相談人数及び相談対応延べ件数は、年々増加しています。相談の増加や内容の多様化に対応できるよう、全ての圏域に設置しているという強みを生かして各圏域の子ども相談センターや関係機関と連携し、子どもや家庭、地域住民からの相談に対応していくことが求められます。

(表 3-2-4) 子ども家庭支援センターの設置状況

(単位：箇所、件、人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
設置箇所数	3	5	5	5
相談対応延べ件数	3,072	5,549	9,604	12,208
相談人数	1,799	2,724	3,586	4,593

(設置箇所数は各年度3月31日時点)

【具体的取組】

○市町村の機能強化

(相談体制の強化)

- ・比較的経験の浅い職員や、対応の難しい事例を担当している職員の対応力向上を目的に、研修の開催や子ども相談センターから職員派遣等を行い、市町村の相談体制の強化を支援していきます。

(要保護児童対策地域協議会の機能強化)

- ・各市町村の要保護児童対策地域協議会について、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造を基本とした運営の充実と関係機関の連携の向上を図っていきます。
- ・要保護児童対策地域協議会の構成員に児童養護施設等や里親等を積極的に加え、それぞれが有する専門性や機能、情報を有効に活用できる支援ネットワークづくりを促進していきます。
- ・市町村によって、要保護児童対策地域協議会の取組状況や内容に大きな差異があることから、互いの取組の情報交換や研修会の開催、先進事例の紹介等により、質の向上や底上げを図っていきます。

(子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進)

- ・市町村におけるソーシャルワーク体制の充実を図るため、「子育て世代包括支援センター」や、「子ども家庭総合支援拠点」の設置がスムーズに進むよう、研修会による事例紹介や職員の知識向上等を進め、設置を促進していきます。

(子育て支援体制の強化)

- ・子育て短期支援事業の実施市町村数の拡大を促進していきます。
- ・児童養護施設等や里親等、市町村の子育て短期支援事業の多様な委託先の確保に努めていきます。

(母子生活支援施設の活用)

- ・家庭養育優先の観点から、ひとり親家庭の自立促進や特定妊婦への支援、母子分離に至らないための支援として不適切な養育や虐待の発生及び再発を防止するために市町村を中心とした関係機関と連携して母子生活支援施設の活用を促進していきます。

○子ども家庭支援センターの機能強化

(相談体制の強化)

- ・子どもや家庭等からの相談において、専門的な知識及び技術を必要とするケースに必要な助言を行っていきます。
- ・知識や経験など、専門的なノウハウやスキルを向上させるため、子ども家庭支援センターの職員向け研修を実施し、人材育成を進め、地域の児童家庭の福祉向上を図っていきます。
- ・相談の増加や多様化に対応するため、職員の配置を充実するとともに相談経験を蓄積していき、安定的な運営体制の確保を進めます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
子育て世代包括支援センター設置 市町村数	23 市町 /42 市町村	42 市町村 /42 市町村	42 市町村 /42 市町村
子ども家庭総合支援拠点設置市町 村数	5 市町 /42 市町村	42 市町村 /42 市町村	42 市町村 /42 市町村

3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を充実していくため、社会的養護が必要となる子どもの数を推計し、里親等への委託や、乳児院、児童養護施設へ入所する子どもの数を見込むことが必要です。

少子化により子どもの人口は年々減少していますが、子ども家庭を地域で支援する体制の充実に伴い、潜在的なニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもが増加する可能性が高いことから、代替養育を必要とする子どもの数は、潜在的需要を加味し、推計する必要があります。

合わせて、令和11年度までの里親等への委託が必要な子ども数を算出します。

(1) 代替養育を必要とする子ども数の推計

<算式>

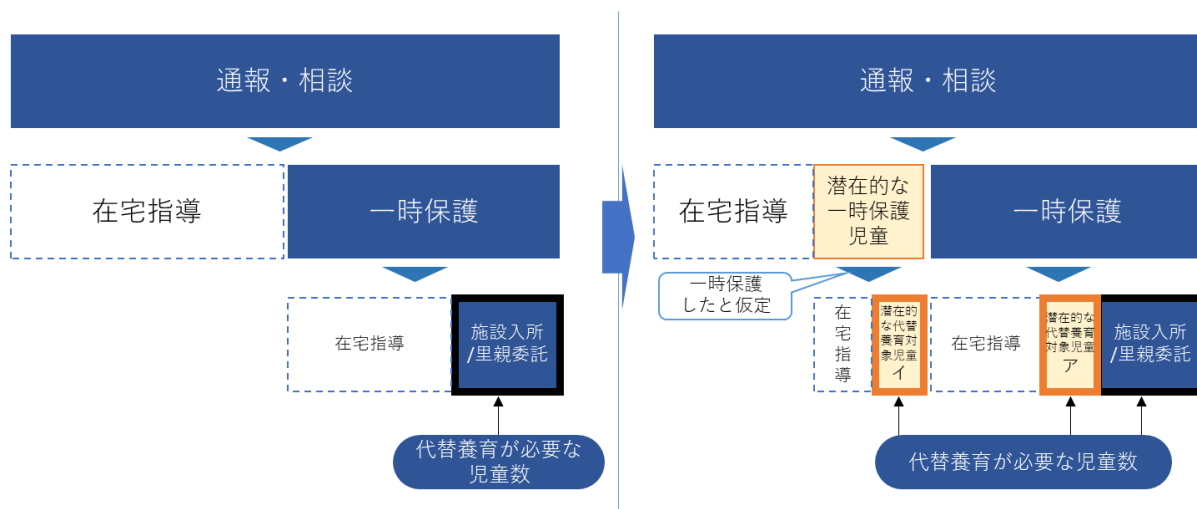
$$\boxed{\text{代替養育を必要とする子ども数}} = \boxed{\text{子どもの人口 (推計)}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合 (潜在的需要を含む)}}$$

代替養育を必要とする子ども数は、上記算式にて計算します。

「子どもの人口」は、県では「岐阜県における将来人口推計」(平成29年4月27日岐阜県政策研究会人口動向研究部会による報告)により、将来的な人口等を推計しているため、当該推計結果を活用して、過去の子どもの人口と要保護児童数の割合から、将来の数値を推計しました。

代替養育を必要とする子ども数の潜在的需要については、「緊急性が低いため、在宅指導で継続的に支援等を行うこととした子ども」の数から推計を行いました。潜在的需要の主な考え方は、図3-3-1のとおりです。

(図 3-3-1) 潜在的代替養育児童数 考え方



※上記の他、直接施設入所/里親等委託となるケースもある

上記の考え方に基づく令和11年度までの代替養育を必要とする子ども数の算出結果は表3-3-1のとおりです。

(詳細な計算過程は、「第6章 1 代替養育を必要とする子ども数の算出」を参照)

(表 3-3-1) 代替養育を必要とする子ども数の算出結果

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～3歳未満	55	55	55	55	54	54	54	54	54	53
3歳～就学前	97	97	96	96	96	95	95	95	94	94
学童期以降	484	480	479	478	476	474	471	470	468	467
計	636	632	630	629	626	623	620	619	616	614

(2) 里親等委託が必要な子ども数の推計

<算式>

$$\boxed{\text{里親等委託が必要な子ども数}} = \boxed{\text{代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要な子どもの割合}}$$

里親等委託が必要な子ども数は、上記算式にて計算します。

「里親等委託が必要な子どもの割合」は、県が実施した「里親等委託可能性調査」の結果から、現在、児童養護施設等に入所している子どもが里親等へ委託するにあたり、「実親側の課題」「里親側の課題」を解決することを見据え、算出を行いました。

上記算式による令和11年度までの里親等委託が必要な子ども数の算出結果は表3-3-2のとおりです。

(詳細な計算過程は、「第6章 2 里親等委託が必要な子ども数の算出」を参照)

(表 3-3-2) 里親等委託が必要な子ども数の算出結果 (単位：人)

区分	実績	推計	
	H30	R6	R11
0～3歳未満	15	26	36
3歳～就学前	17	34	45
学童期以降	60	123	175
計	92	183	256

4 里親等への委託の推進に向けた取組

社会的養護が必要な子どもの多くは、保護者との愛着関係の形成ができない、他者との関係が適切に築けない、集団にうまく適応できない等様々な課題を抱えています。子どもが家庭において適切な養育を受けられない場合には、「家庭に近い環境」での養育が必要であり、より家庭的な雰囲気の中で生活できるよう、里親等への委託を進めるとともに、里親等の資質向上や、負担感や孤立感の軽減等、里親等への支援を行っていかねばなりません。

県では、「岐阜県家庭的養護推進計画」で定めた里親等委託率の目標数値 30.9% に向け、これまで取り組みを進めてきたところですが、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、目標数値の見直しや、取組の強化が求められています。

里親等委託率の向上に向けて、里親を増やしていくとともに、代替養育が必要な子どもそれぞれのニーズに応えることができる多様な里親を確保し、里親の質と量の両面を充実していくことが必要です。

【現状及び課題】

(里親等委託率の推移)

- ・「岐阜県家庭的養護推進計画」の里親等委託率の推移は表 3-4-1 のとおりであり、平成 30 年度末の時点では前期目標値の 14.6% を上回っています。今後は、目標数値の見直しに伴い、里親登録者の量の確保と質の向上とともに、児童養護施設等に入所中の子どものさらなる里親等委託の推進を検討していく必要があります。

(表 3-4-1) 里親等委託率の推移 (岐阜県家庭的養護推進計画実績) (単位: 人、%)

	実績			
	H27	H28	H29	H30
要保護児童数	581	566	546	541
委託児童数 (ファミリーホーム含む)	55	66	85	87
里親等委託率	9.5	11.7	15.6	16.1

(各年度 3 月 31 日時点)

(里親の受託状況)

- ・里親登録数は増加傾向にあり、平成30年度末は188世帯の里親が登録されています。里親登録数に対する受託里親数の割合は、概ね22～25%で推移しています。今後、受託里親数や里親等委託児童数を増加させるためには、未委託里親の受託に向けた取組を強化するとともに、里親支援体制を充実させていく必要があります。

(表 3-4-2) 里親の受託状況

(単位：世帯、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
里親登録数	172	177	176	179	188
受託里親数	38	38	38	46	47
受託割合	22.1	21.5	21.6	25.7	25.0

※受託割合=受託里親数÷里親登録数

※受託里親数はファミリーホームを除く。

(各年度3月31日時点)

(ファミリーホームの状況)

- ・「岐阜県家庭的養護推進計画」の策定時からファミリーホームは増加し、整備は順調に進んできました。引き続き、ファミリーホーム開設を希望する者への支援を進め、設置数及び委託児童数を増やしていくことが必要です。

(表 3-4-3) ファミリーホームの設置及び委託状況

(単位：箇所、人)

	H27	H28	H29	H30
設置数	4	5	6	6
委託児童数	13	22	28	28

(各年度3月31日時点)

出典：福祉行政報告例

(里親制度の啓発)

- ・「里親」は未だ社会的に十分認知されていないとはいえず、養子縁組と誤解されるなど理解が進んでいない状況にあります。これまでも、県民が多く集まるイベント等において、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施し、里親制度の普及啓発を実施してきたところですが、地域と連携しながら子どもを養育する環境づくりを進めるには、引き続き広報・啓発活動を進めていく必要があります。

(里親支援の強化)

- ・「岐阜県家庭的養護推進計画」の目標として掲げていた「里親支援専門相談員配置数」は、平成 31 年度において、全ての乳児院及び児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、目標を達成したところです。しかしながら、各施設によって里親支援専門相談員の取組内容にばらつきがあるため、底上げが必要です。

(里親等委託の不調)

- ・里親等委託後に、里子の特性や里親の資質等から不調となり、委託解除となることがあります。また、里親の高齢等により、養育が継続できなくなるケースも考えられます。里親不調は里親にとっても子どもにとっても精神的な負担が大きいため、安定した里親養育を継続することが求められます。里親不調を少なくするには、里親の養育能力の向上と、関係機関による里親のサポート体制の構築が必要です。

(表 3-4-4) 里親不調の状況

(単位：ケース)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
里親不調により解除になったケース数	2	0	3	4

(子どもの多様化)

- ・虐待等により心に深い傷を持つ子どもや、様々な障がいや発達上の課題をもつ子どもが増えています。こうした子どもたちに対応できるよう、これまで以上に里親の養育技術の向上が求められています。

(県の里親等委託等推進体制)

- ・里親等委託を推進するために、乳児院及び児童養護施設職員、子ども相談センター職員、子ども家庭課で構成する「岐阜県里親等委託推進委員会」を運営しています。
- ・子ども家庭課に「里親対策専門職」を配置し、「岐阜県里親等委託推進委員会」の開催等、里親等委託の推進に係る全県的な取組を進めています。
- ・中央子ども相談センターに「里親支援専門職」を配置し、里親宅への訪問の実施や里親サロンの開催等、里親への支援を実施しています。

(施設の長期入所児童)

- ・施設入所から里親等委託への措置変更にあたり、施設生活が長いため、里親等委託への移行が難しい子どもが一定数存在しています。

(表 3-4-5) 一定期間入所し今後も施設での生活が適切と考えられる子ども数

(単位：人)

乳児院	14
児童養護施設	235

(平成 30 年 7 月 1 日時点)

(実親の理解)

- ・実親の中には、施設への入所には反対しませんが、里親への委託には反対する方がいます。そのため、里親等委託が可能な子どもであっても、施設へ措置せざるをえないケースがあります。

(表 3-4-6) 実親から里親等委託の同意が得られないため里親等委託ができない子ども数

(単位：人)

乳児院	5
児童養護施設	80

(平成 30 年 7 月 1 日時点)

【具体的な取組】

「家庭養育優先原則」を踏まえ、里親やファミリーホームへの積極的な委託を推進していく必要があります。里親を増やすとともに質の高い里親養育を提供するため、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置解除後における支援等、包括的な里親養育支援（フォスタリング）体制を構築し、一連の過程において切れ目のない支援を進めていきます。

(里親等委託率の引き上げ)

- ・「3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」に基づき、将来的な里親等委託率を算出した結果は表 3-4-7 のとおりです。「岐阜県家庭的養護推進計画」で掲げた「30.9%」から、本計画では「41.7%」に目標値を引き上げ、達成に向けてさらなる取組を推進していきます。

(表 3-4-7) 岐阜県社会的養育推進計画における里親等委託率

(単位：%)

	実績	推計	
	H30	R6	R11
0～3 歳未満	31.4	48.1	67.9
3 歳～就学前	17.2	35.4	47.9
学童期以降	13.9	25.8	37.5
計	16.1	29.2	41.7

(里親制度の啓発)

- ・毎年 10 月の「里親月間」をはじめ、県のイベント等の機会における里親制度の県民への周知や啓発を充実させ、制度の理解を進めるとともに、新たに里親になっていただく方を増やしていきます。
- ・里親に興味がある県民等へ実際に里親制度に触れる機会を提供し、里親制度の普及や啓発を図っていきます。

(家庭養護の体験)

- ・夏休み期間や週末等に、児童養護施設で生活している子どもを、ボランティア里親やショート里親が迎え入れ、一般家庭での生活体験を提供し、施設での生活が長い子どもの里親等委託へのスムーズな移行を促進していきます。

(里親の養育力強化)

- ・委託一時保護や短期の措置において里親を積極的に活用し、里親の養育経験の蓄積と資質向上につなげていきます。
- ・里親登録を希望する者に対して研修を実施し、子どもの養育に必要な基礎的知識や技術の習得を行います。また、登録後一定年数経過した里親に対して、里親として子どもの養育に必要な知識や新しい情報を得るための更新研修を実施していきます。
- ・里親研修の内容や実施回数を見直し、子どもの養育ニーズに応じた研修を実施することにより、質の高い里親養育を推進していきます。
- ・専門的な知識と技能を用いて養育する専門里親を養成するため、養育経験のある養育里親へ比較的早い段階から専門里親制度の紹介や推薦を行い、専門里親として活動できる人材を育成していきます。
- ・専門里親同士で集まる機会を設け、専門里親ならではの悩みや意見交換、相談

等ができる環境を整備していきます。

(未委託里親の支援)

- ・毎年、里親登録の継続を確認することを目的に実施している里親意向調査の内容を見直し、未委託里親の現状を把握し、対応策を推進することで、里親等委託の拡大を進めていきます。
- ・未委託里親宅への訪問や、トレーニングを実施し支援を強化していきます。
- ・未委託里親が委託を受けるために必要な知識、技術を習得できるよう児童養護施設職員も参加して、養育技術の向上を図る交流会を開催していきます。
- ・未委託里親が経験を積む場として、「施設入所児童ホームステイ事業」や「ショート里親」を活用していきます。

(岐阜県里親等委託推進委員会の開催)

- ・「岐阜県里親等委託推進委員会」を定期的を開催し、子ども相談センター、里親、児童養護施設等が情報交換や相互理解を深め、里親への委託を推進していきます。

(実親への理解促進)

- ・里親等委託に当たっては、実親に対して、里親等への委託に対する理解を促進するよう、子ども相談センターによる丁寧な説明を行っていきます。

(里親の相互交流)

- ・里親が日々の養育について相談できる場を設け、里親同士の繋がりを作り、孤立感や不安感の軽減を図るとともに里親の養育技術等の向上を図っていきます。

(受託里親宅への訪問)

- ・里親支援専門相談員等による受託里親宅への訪問により、里親の困りごと等への相談対応を進めていきます。

(レスパイト・ケアの実施)

- ・里親の休息等のために、一時的に委託児童を、他の里親や乳児院、児童養護施設が預かる「レスパイト・ケア」の実施を促進し、里親の負担軽減を図っていきます。

(里親不調の改善)

- ・里親等への委託後、不調となったケースについて、定期的に調査や検証を行い、その結果を里親等委託の改善につながる施策の検討に生かしていきます。

(ファミリーホームの開設促進)

- ・ファミリーホームの新規開設を促進するため、各種研修等の機会を活用して制度の周知を図るとともに、養育里親経験者や児童福祉事業従事経験者等、新たな担い手の発掘に努めていきます。

(子ども相談センターとの連携強化)

- ・子ども相談センターにおいて、里親との交流や意思疎通を図り、里親支援専門相談員からの情報を共有して、里親側の受入体制の状況や委託後の養育の状況を常に把握するように努めていきます。また、里親が子ども相談センターと良好な関係づくりができるよう、里親サロンや各種研修会等に参加し、交流を深めていきます。
- ・里親養育支援体制の構築及び里親等委託の推進を図るため、新たに各子ども相談センターに、里親養育を支援するための児童福祉司を配置していきます。

(里親支援専門相談員の育成)

- ・里親支援専門相談員が子ども相談センターと里親との橋渡しの存在となり、所属施設の入所児童の里親等委託を推進していきます。
- ・各施設の里親支援専門相談員が集まり、情報交換や調査研究を行うことで、里親支援専門相談員の資質向上や底上げを図っていきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
里親等委託率：合計	16.1%	29.2%	41.7%
0 歳～3 歳未満	31.4%	48.1%	67.9%
3 歳～就学前	17.2%	35.4%	47.9%
学童期以降	13.9%	25.8%	37.5%
専門里親の数	12 人	21 人	31 人

5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

「家庭養育優先原則」を実現し、子どもが家庭の中で、健全に成長していくためには、里親等への委託推進に加え、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を推進していくことが必要です。

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。令和元年6月に民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、特別養子縁組における養子になる者の年齢の上限が、原則6歳未満の子どもから15歳未満の子どもに引き上げられました。国は、「新しい社会的養育ビジョン」において現状約500件の特別養子縁組を概ね5年以内に1,000件にまで倍増する目標を掲げており、県においても、取組を推進していく必要があります。

【現状及び課題】

（養子縁組里親の登録状況）

- 平成30年度末に養子縁組里親に登録している世帯数は73世帯、委託されている児童数は8人となっており、養子縁組里親の登録世帯数に対して、委託された児童が少ない状況です。これは、養子縁組里親の多くが特別養子縁組を希望している中、実親が同意しない、対象となる年齢の児童が少ない等の原因により、なかなか成立しないためと推測されます。

（表 3-5-1）養子縁組里親登録世帯数及び委託児童数の推移

（単位：世帯、数）

	H27	H28	H29	H30
養子縁組里親登録世帯数	97	80	69	73
委託されている児童数	5	5	11	8

（各年度3月31日時点）

（特別養子縁組の成立）

- 毎年、一定数の特別養子縁組が成立しており、里親等委託措置が解除となっています。平成30年度には、10件が特別養子縁組成立に伴い、里親等委託が解除となりました。

(表 3-5-2) 特別養子縁組成立を理由として里親等委託措置解除となった児童数

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
特別養子縁組を理由として、里親等委託解除した児童数	9	7	5	10

(民間あっせん機関の状況)

- 平成 30 年に「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が施行され、養子縁組のあっせん事業を行おうとする者は、都道府県の許可が必要となりました。現在県内には、民間養子縁組あっせん機関はありませんが、今後新たに事業の実施を計画する事業者が出てくる可能性があります。

【具体的取組】

(特別養子縁組の相談対応)

- 子ども相談センターの職員が特別養子縁組に関する正しい知識を習得するとともに、民法改正に伴い対象となる 15 歳未満の子どもへの円滑な対応を進めるため、新たに特別養子縁組に関する研修の受講を進め、対応力の向上に努めていきます。

(パーマネンシー保障の推進)

- 代替養育が必要な子どもの援助方針を決定する際、「子どもの最善の利益」を確保することを念頭に、特別養子縁組や普通養子縁組を視野に入れた措置を検討していきます。

(養子縁組里親の育成)

- 「養子縁組里親」に対し、養子縁組によって当該児童の養親となるために必要な基礎的知識や技術の習得を行うとともに、その資質の向上を図るための研修を新たに開催していきます。

(民間あっせん業者への支援)

- 今後県内に民間あっせん業者の設置の動きがあった時には、情報共有や養子縁組里親の紹介等に係る体制の構築を検討していきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
特別養子縁組に関する研修を受講した児童福祉司の割合	0.0%	100.0%	100.0%
養子縁組里親資質向上研修を受講した養子縁組里親の割合	0.0%	100.0%	100.0%
実親が特別養子縁組を希望する子どもの特別養子縁組成立割合	100.0%	100.0%	100.0%

6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

「家庭養育優先原則」により、代替養育が必要な子どもは、原則里親等での養育となり、乳児院や児童養護施設においては、里親等での養育が困難とされる「ケアニーズが高い子ども」が主として入所することが予測され、施設における専門的ケアの充実が求められています。合わせて、施設の小規模化により、できるだけ少人数の生活単位にし、家庭的な養育を進めていかなければなりません。

県内の児童養護施設等は、「岐阜県家庭的養護推進計画」において、施設の小規模かつ地域分散化等を進めてきたところですが、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、その取り組みを加速化するとともに、一時保護機能の充実、ショートステイの受託拡大といった、専門性を強化していく必要があります。

しかしながら、施設の小規模化や高機能化に伴い、子どもと職員との関係が濃密になるため、施設の職員に高い能力が求められるとともに職員の責任や負担が大きくなり、職員が孤立化しやすいといった課題が生じる可能性があります。そのため、能力や経験の豊かな職員の育成や継続的な資質向上、各グループ等における養育状況の把握、職員の心身のケア等に十分に配慮した取組を進めていかなければなりません。

併せて、小規模化の推進に当たっては、施設の定員減による行き場のない子どもを作らないように取組を進めていく必要があります。

【小規模化かつ地域分散化の意義】

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

平成 24 年 11 月 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 より抜粋

【現状及び課題】

○岐阜県家庭的養護推進計画の実績

- ・ 本体施設内小規模グループケアの実施数は、平成 30 年度は 19 箇所あり、分園型小規模グループケアの実施数は 3 箇所、地域小規模児童養護施設数は 9 箇所となっています。
- ・ グループホーム（地域小規模児童養護施設＋分園型小規模グループケア）の定員は平成 30 年度末において 74 人となっています。要保護児童数に占めるグループホーム定員の割合は 13.7%となっており、前期目標値（23.3%）と開きがあります。

(表 3-6-1) 施設の小規模化及び地域分散化の状況（岐阜県家庭的養護推進計画実績）

(単位：人、箇所、%)

		H27	H28	H29	H30
本体施設内小規模グループケア（箇所数）		17	17	17	19
地域小規模児童養護施設	定員	36	48	42	54
	箇所数	6	8	7	9
分園型小規模グループケア	定員	4	20	20	20
	箇所数	1	3	3	3
グループホーム定員		40	68	62	74
要保護児童数に占めるグループホーム定員の割合		6.9	12.0	11.4	13.7

(各年度 3 月 31 日時点)

(ケアニーズの高い子ども)

- ・ 障がいのある子どもや被虐待児童、精神科や心療内科に通院している子どもなど、児童養護施設に入所しているケアニーズの高い子どもは一定数存在しており、施設へ入所している子どもへの支援における専門性が求められています。

(表 3-6-2) 児童養護施設に入所しているケアニーズの高い子どもの状況

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30
入所している子どもの数		532	503	468	466
障がいのある子ども数 (割合)		130 (24.4%)	136 (27.0%)	120 (25.6%)	124 (26.6%)
被虐待児童数 (割合)		261 (49.1%)	247 (49.1%)	233 (49.8%)	242 (51.9%)
入院	件数	12	14	15	2
	延べ日数	153	155	153	9
精神科・心療内科通院人数		23	19	27	46
心理療法を実施している 子ども数 (割合)		176 (33.1%)	193 (38.4%)	201 (42.9%)	183 (39.3%)
上記のうち心理 療法の現状	施設内	174	188	194	172
	施設外	2	5	7	18

※重複あり

出典：岐阜県児童福祉協議会調べ

(レスパイト・ケアの実施)

- ・委託児童を養育している里親が休息をとるため、里親に委託している子どもを、乳児院や児童養護施設で一時的に受け入れる「レスパイト・ケア」を実施しています。乳児院及び児童養護施設におけるレスパイト・ケアの実績は表 3-6-3 のとおりであり、近年利用件数が増加しています。

(表 3-6-3) 乳児院及び児童養護施設におけるレスパイト・ケアの実績

(単位：件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
レスパイト・ケアの実績	0	0	1	6

(委託一時保護の状況)

- ・要保護児童を一時保護所で受入ができない場合、乳児院や児童養護施設へ一時保護委託を行っています。しかしながら、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する環境は、双方への影響が大きく、混在しないよう配慮することが必要です。

(表 3-6-4) 委託一時保護の状況

(単位：件、日)

年度	H27	H28	H29	H30
委託一時保護件数	170	188	217	244
委託一時保護延日数	3,239	3,912	5,103	5,124

出典：福祉行政報告例

(里親支援専門相談員の配置)

- 全ての乳児院及び児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置し、子ども相談センターと里親との橋渡しの存在となって、所属施設の入所児童の里親等委託を推進しています。しかしながら、取組内容は各施設において様々であるため、今後、里親等委託を推進していくにあたり、全体的な底上げが必要です。

(保護者の状況)

- 乳児院等に入所している子どもの保護者の多くは、子育てに不安や負担感を持ち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な状況にあります。乳児院への入所理由は子どもへの虐待が多く、保護者支援を充実し、子育て支援機能を強化することが必要です。

(妊娠期からの支援)

- 児童虐待を未然防止するためには、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待リスクを早期に発見し、対応していく必要があります。

(自立に向けた支援)

- 児童養護施設にアフターケア担当者を配置し、児童養護施設退所児童のアフターケアに向けた情報交換を行っています。
- 児童養護施設に職業指導員を配置し、就職に関する相談等への対応を行っています。しかしながら、配置している児童養護施設は、令和元年度現在3箇所に限られています。

【具体的な取組】

○施設で養育が必要な子ども数の見込み

(施設入所児童)

- 今後「家庭養育優先原則」に伴い、里親やファミリーホームへの委託が多くな

ると予測されますが、里親等が受け入れ困難な子どもは、施設での受け入れが必要です。

- ・「3. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」において算出した施設で養育が必要な子ども数の見込み（※）は表 3-6-5 のとおりです。

※「代替養育が必要な子ども数の見込み」－「里親等へ委託する子ども数の見込み」

(表 3-6-5) 施設で養育が必要な子ども数の見込み及び施設入所率

(単位：人、%)

区分		実績	推計	
		H30	R6	R11
0～3歳 未満	施設で養育が必要な子ども数の見込み	35	28	17
	施設入所率	68.6	51.9	32.1
3歳～ 就学前	施設で養育が必要な子ども数の見込み	72	62	49
	施設入所率	82.8	64.6	52.1
学童期 以降	施設で養育が必要な子ども数の見込み	347	353	292
	施設入所率	86.1	74.2	62.5
合計	施設で養育が必要な子ども数の見込み	454	443	358
	施設入所率	83.9	70.8	58.3

○施設の小規模化・地域分散化

(小規模化及び地域分散化)

- ・乳児院及び児童養護施設において作成した令和 11 年度までの施設の整備計画から、定員及び箇所数を集計した結果は表 3-6-6 となります。

(表 3-6-6) 乳児院・児童養護施設の施設整備計画に基づく入所定員及び箇所数

(単位：人、箇所)

		R6	R11
敷地内小規模グループケア	定員	337	238
	箇所数	41	51
地域小規模児童養護施設	定員	70	92
	箇所数	12	16
分園型小規模グループケア	定員	82	124
	箇所数	13	21
合計	定員	489	454
	箇所数	66	88

(各年度3月31日時点)

(施設への人的支援)

- ・乳児院や児童養護施設が「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進める上で、それを担う職員の確保が必要不可欠となります。常時複数人での子どもへの対応ができるよう、職員数の確保や質の向上などの支援を検討していきます。

(小規模な養育形態の導入推進)

- ・小規模化や地域分散化の留意点として、施設全体での意思の統一や、職員相互の交流及び学習がしにくくなることが想定されます。職員が対応に困ったときに定期的に相談できる場やすぐに相談できる人を決め、職員の孤立化を防ぐとともに基幹的職員や各グループのリーダー的職員を育成していきます。合わせて毎年個別に施設ヒアリングを行い、施設の現状確認や、相談対応を実施していきます。

(施設整備の促進)

- ・施設整備にあたって、整備時点での地域バランスや措置の見通しを踏まえ、施設の規模やレイアウトの相談に応じるなどの支援を行います。また、国の補助制度や交付金等を積極的に活用し、必要な整備資金の支援を行います。
- ・大規模な施設においては、定員を削減しながらの施設整備が必要となります。代替養育を必要とする子どもの数や里親等への委託状況を勘案しながら定員削減の影響が最小限でとどまるよう、また他施設との整備時期が重ならないよう調整しながら整備を進めていきます。

(地域の理解と良好な関係の構築)

- ・地域小規模児童養護施設や、分園型小規模グループケアを新たな地域にて開始するには、地域住民をはじめ、市町村や学校等の理解と良好な関係の構築が重要です。事業開始予定の市町村をはじめ、各地域において社会的養育の理解が得られるように、広報啓発活動を進めていきます

○施設の高機能化及び多機能化・機能転換

(施設職員の知識向上)

- ・専門的なケアに資する研修を行い、施設職員の研修参加を促します。また、県外において実施されている施設種類別、階層別の専門的な研修への受講機会を増やすため、研修費用の助成等支援を進めていきます。

(専門的ケアの充実)

- ・ケアニーズが高い子どもの一時保護、入所措置を可能にするため、「心理療法担当職員」の配置や、医療的なケアが必要な施設における「看護師」の配置を進め、各職種の特性を生かしながら専門的なケア水準の向上を目指していきます。

(障害児施設、児童心理治療施設との連携強化)

- ・障がいのある子どもに対応するため、障害児施設との連携を一層強化し、人事交流や研修等を通じて障害児の養育技術の習得を図っていきます。
- ・心理的ケアのセンター的な役割を担う児童心理治療施設と、児童養護施設との人事交流や合同研修会などの施設間交流をすすめ、両者の連携を促進していきます。

(児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の機能強化)

- ・児童心理治療施設や児童自立支援施設、母子生活支援施設においても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組や支援を必要に応じて進めていきます。

(施設間の情報交換、職員派遣等)

- ・施設によって、小規模グループケアの導入や子どもの年齢や男女等による混合処遇の考え方、家庭調整、地域との関わり、里親との関わりなど、それぞれ特色がある中で、各施設の先駆的な取組や課題への対応方法等を相互に参考とするため、施設間の情報交換や職員派遣・見学等を活発化し、施設運営の向上

を図っていきます。

(レスパイト・ケアの促進)

- ・里親の一時的な休息のため、里親等委託中の子どもを乳児院や児童養護施設が一時的に預かる「レスパイト・ケア」の取組を促進していきます。

(一時保護専用棟の設置促進)

- ・一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要です。適切な一時保護の実施を図るため、乳児院や児童養護施設における一時保護専用棟やスペースの確保を促進していきます。

(育児指導の強化)

- ・乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う職員の配置を促進し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等によって、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能を充実していきます。

(妊婦等への支援体制の強化)

- ・妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院へのコーディネーターの配置を促進し、妊娠期から出産後までの継続した支援を進めていきます。

(自立支援担当職員等の配置)

- ・児童養護施設における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の設置を促進し、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築を進めていきます。
- ・子どもがその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、各児童養護施設における職業指導員の設置を促進し、入所児童の勤労における基礎的な能力及び態度を育てていきます。

(里親支援専門相談員の育成（再掲）)

- ・里親支援専門相談員が子ども相談センターと里親との橋渡しの存在となり、所属施設の入所児童の里親等委託を推進していきます。
- ・各施設の里親支援専門相談員が集まり、情報交換や研修を行うことで、里親支援専門相談員の資質向上や底上げを図っていきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
全ての棟が小規模化・地域分散化した乳児院及び児童養護施設の数	0 施設 /12 施設	8 施設 /12 施設	12 施設 /12 施設
グループホーム割合 (※)	13.7%	24.3%	35.2%
一時保護専用機能を有する乳児院、児童養護施設の数	0 施設 /12 施設	6 施設 /12 施設	9 施設 /12 施設
自立支援担当職員又は職業指導員の配置施設数	3 施設 /10 施設	6 施設 /10 施設	10 施設 /10 施設

※地域小規模児童養護施設の定員+分園型小規模グループケアの定員/代替養育が必要な子ども数

7 一時保護改革に向けた取組

一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することであり、「新しい社会的養育ビジョン」においては、一時保護も代替養育として「家庭養育優先原則」が適用されるべきと示されました。一時保護は、子どもを養育環境から離すものになり、子どもの最善の利益を守るためには、一人ひとりの子どもの状況に応じて適切に対応していかなければなりません。

児童虐待通告の増加に伴い、一時保護の必要性はますます増大し、加えてそれぞれのケースにおける複雑化・深刻化が進むことが予想されます。一時保護が必要な場合は、躊躇せず保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するということが必要です。そのためには、一時保護所の機能を充実し、安全・安心な環境で子どもの状況に応じた適切なケアの提供、並びに子どもの権利擁護のための取組を推進していくことが求められます。

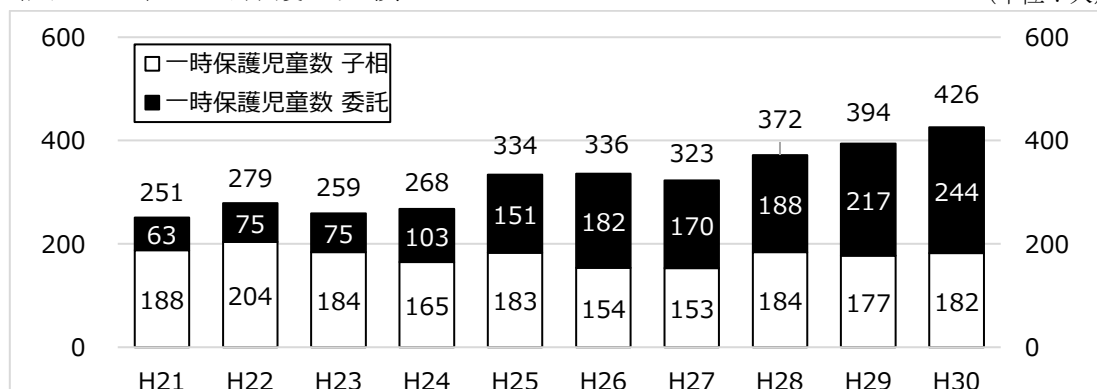
【現状及び課題】

(岐阜県の一時保護実施状況)

- ・県では一時保護所を設置しており、虐待通告の段階で緊急性が予測される等一時保護の必要がある子どもは、一時保護所に入所しています。そして、一時保護所だけでは対応が困難な場合は、児童養護施設等に保護を委託しています。
- ・乳児については、一時保護所での入所を受け付けていないため、乳児院への委託一時保護により、対応しています。
- ・一時保護児童数は増加傾向にあり、平成 30 年度には 426 人の子どもを保護しました。近年は一時保護所に入所可能な人数を超過しており、平成 30 年度は一時保護児童の半数以上である 244 人を委託一時保護しています。今後、一時保護が必要な子どもを適切に保護できるよう、必要量を確保していくことが求められます。
- ・一時保護延べ日数は年々増加傾向にあり、保護期間の長期化や、長期化している子どもの増加が進んでいるため、一時保護期間の適正化を図る必要があります。

(図 3-7-1) 一時保護の実績

(単位：人)



出典：福祉行政報告例

(表 3-7-1) 一時保護の実績

(単位：日)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
一時保護延日数	一時保護所	2,788	3,044	3,044	2,753
	委託一時保護	3,239	3,912	5,103	5,124
	計	6,027	6,956	8,147	7,877
平均一時保護日数	一時保護所	18.2	16.5	17.2	15.1
	委託一時保護	19.1	20.8	23.5	21.0
	全体	18.7	18.7	20.7	18.5

出典：福祉行政報告例

(一時保護の理由)

- 一時保護の理由別件数は、「児童虐待」が最も多く、平成 30 年度は 235 件となっています。しかしながら非行や育成等に伴う一時保護も増加傾向にあり、一時保護児童の適切なケアが求められています。

(表 3-7-2) 一時保護の理由別件数

(単位：件)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
養護	児童虐待	194	207	219	235
	その他	66	91	100	100
障害		4	2	0	5
非行		38	47	45	56
育成		21	24	30	27
保健・その他		0	1	0	3
合計		323	372	394	426

出典：福祉行政報告例

(一時保護時の学力の低下)

- ・一時保護された子どもは、義務教育年齢であっても原則学校に通うことができません。一時保護期間中は、学習指導員によるプリント等を用いた学習を行っているところですが、一時保護期間が長期に渡ったり、年度をまたいだりして学校の授業が進んだ場合に、教科学習の遅れが発生することがあります。

【参考：子どもの意見】

- 学校へ行けなくて、勉強についていくことができなくなった

【具体的取組】

(適正な一時保護の実施)

- ・子ども相談センターの一時保護所での保護を原則とし、児童心理司等による適切なアセスメントに基づく子どもの処遇決定を行うことで、一時保護の期間を、必要最小限の入所期間となるよう努めていきます。

(一時保護体制の強化)

- ・一時保護児童の増加への対応を強化するため、必要に応じて一時保護所の増設や定員の増加を検討していきます。
- ・一時保護所の適切な運営に必要な職員数を確保し、体制の強化を図ります。合わせて、一時保護所職員の研修受講等により、特別なケアニーズをもつ子どもの保護や、適切なケアを実施する体制を整備していきます。

(多様な一時保護の実施)

- ・一人ひとりの子どもの状況に応じて、可能な場合には子どもの外出や通学ができるような配慮を行う等、一時保護に関するルールを作成していきます。

(一時保護中の子どもの権利擁護：再掲)

- ・子ども相談センターにおいて、一時保護所に入所する子ども向けの「権利ノート」を作成します。
- ・各一時保護所において、一時保護や支援を受ける子どもの立場に立った、質の確保や向上を図るための第三者評価を新たに受審していきます。
- ・一時保護された子どもの権利擁護に活用するため、一時保護所の入所児童が退所する際、アンケートを新たに実施して意見を聴取し、その結果を一時保護所の運営等に活用していきます。

(一時保護専用棟の設置促進：再掲)

- ・一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要です。適切な一時保護の実施を図るため、施設における一時保護専用棟やスペースの確保を促進していきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
平均一時保護日数	18.5 日	10 日	7 日
一時保護所職員における対応 力向上研修の受講割合	0.0%	100.0%	100.0%
一時保護専用機能を有する乳 児院、児童養護施設の数 (再掲)	0 施設 /12 施設	6 施設 /12 施設	9 施設 /12 施設

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

児童養護施設等を退所した子どもは、失職等がそのまま住む場所を失うことにつながるなど、環境の変化が生活の基盤に与える影響が大きく、安定した生活基盤の構築が困難なケースが多くあります。

そのため、施設を退所するまでの間に、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人として求められるマナーの習得や主体的な時間の使い方など、自立した生活に必要な力が身につけているような養育の在り方が求められます。

そして、退所後も住居や家庭等生活上の問題の相談対応、経時的支援等を行い、自立した生活の継続に向けた取組を進めていくことが必要です。

【現状及び課題】

(施設退所児童の進路)

- 児童養護施設は原則 18 歳(措置延長により 20 歳)で退所し、多くの退所者は 1 人暮らしとなることから、生活を維持する中で、経済的な問題の克服が必要となります。平成 30 年度の児童養護施設入所児童において、高校を卒業した子どもは 34 人であり、高校卒業後の進路は、「就職 (21 人)」が「進学(11 人)」を上回っています。対して全高校卒業生においては、進学する子どもが毎年 70%を超えています。

(表 3-8-1) 児童養護施設入所児童の高等学校卒業後の進路等状況

(単位：人、%)

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設								
高卒児童数	37	100	44	100	38	100	34	100
うち就職	27	73.0	35	79.5	26	68.4	21	61.8
うち進学	9	24.3	8	18.2	10	26.3	11	32.3
その他	1	2.7	1	2.3	2	5.3	2	5.9
全高卒者								
高卒児童数	18,029	100	18,379	100	18,240	100	18,146	100
うち就職	4,349	24.1	4,295	23.4	4,280	23.5	4,340	23.9
うち進学	13,209	73.3	13,607	74.0	13,462	73.8	13,328	73.5
その他	471	2.6	477	2.6	498	2.7	478	2.6

出典：県独自調査、学校基本調査

(自立援助ホームの状況)

- ・県内には、義務教育終了後、20歳までの施設退所児童のうち、何らかの事情により家庭での生活が難しい者に対し、共同生活を行う住居を提供し、生活指導や就職支援等自立支援を行う「自立援助ホーム」が2か所あります。平成30年度は8人が入所しています。

(表 3-8-2) 自立援助ホーム 年度別入所人数 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30
入所人数	9	6	7	8

(各年度3月31日時点)

(児童福祉施設退所等アフターケア事業の実績)

- ・施設と良好な関係を築けないまま退所する子どももいるため、退所児童支援を行う拠点施設において、生活や就労相談に対応するとともに、緊急時の避難場所を提供しています。
- ・就業・生活の社会自立支援を担う「ぎふ職親プロジェクト」を立ち上げ、運営しており、「ぎふ職親プロジェクト加盟企業」として、平成30年度末現在23社の登録があります。

(表 3-8-3) アフターケア事業実績 (相談内容別)

(単位：件)

	H28年度	H29年度	H30年度
就職相談	373	632	543
進学相談	99	5	10
生活相談	1,612	2,166	2,920
住居相談	364	454	436
宿泊相談	168	202	46
その他相談	557	453	577
合計	3,173	3,912	4,532

(表 3-8-4) アフターケア事業実績 (相談者別)

(単位：件)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
入所中児童	179	36	31
退所児童	1,929	2,030	3,371
施設職員	706	1,015	553
その他相談	359	831	577
合計	3,173	3,912	4,532

(表 3-8-5) 相談対応児童数(実数)及び緊急避難件数

(単位：人、件)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
相談対応児童数	31	34	41
緊急避難件数	9	9	3

(施設退所児童の貧困)

- ・児童養護施設に入所している子どもは原則 18 歳になると退所し、すぐに自立した生活が必要となるため、円滑な生活のための経済的支援が求められます。

(施設退所児童の離職)

- ・児童養護施設を退所した子どもの就職後の離職率が高いことが課題となっており、その離職防止に関するさらなる支援が求められています。

(自立に向けた支援 (再掲))

- ・児童養護施設にアフターケア担当者を配置し、子どものアフターケアに向けた情報交換を行っています。
- ・児童養護施設に職業指導員を配置し、就職に関する相談等への対応を行っています。しかしながら、配置している児童養護施設は、令和元年度現在 3 箇所に残っています。

【具体的な取組】

(学習等の支援)

- ・児童養護施設又は里親等措置中の学習塾等に通っている子どもへ、学習塾の授業料等に必要な経費を支給していきます。
- ・児童養護施設の退所者や、里親等の委託解除者において、進学する者に対し、在学期間中の生活費の貸付を行っています。

- ・民間助成団体による奨学金や一時金の貸与・給付制度の活用についても周知・奨励していきます。

(自立援助ホームの活動促進)

- ・大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、自立生活の援助を支援していきます。
- ・必要に応じて、自立援助ホームの設置促進を行っていきます。

(アフターケアの支援)

- ・相談数の増加に対応するため、今後の相談状況を見ながら、アフターケア支援団体等による相談機関の増設や設置促進を必要に応じて進めていきます。

(ぎふ職親プロジェクトの拡大)

- ・「ぎふ職親プロジェクト」を引き続き推進し、職親企業や、職親サポーターの登録促進に努めていきます。

(生活費等の支援)

- ・児童養護施設退所児童や里親措置解除児童が進学や就職後、安定した生活基盤を築き、円滑に自立できるよう、住居費や生活費の貸付を実施していきます。
- ・大学等に通学する際、22歳に達する年度まで引き続き里親家庭や児童養護施設に居住する場合は、支援を継続し必要な経費を支給していきます。
- ・民間助成団体による生活費等の貸与・給付制度の活用についても、周知・奨励していきます。

(児童養護施設入所児童等インターンシップの実施)

- ・施設入所児童等が将来の人生設計を早い段階から考え、自身の希望や適性に合った就職等の進路選択ができるよう、「児童養護施設等サポーター制度」の加盟企業等を受入先として、児童養護施設入所中の中学生・高校生を対象に、夏期休暇期間にインターンシップを実施していきます。

(児童養護施設入所児童等自立支援プログラム研修会の開催)

- ・児童養護施設に入所している中学生や高校生等を対象として、キャリアカウンセラーによる自立支援講座を開催していきます。

(自立支援担当職員等の配置(再掲))

- ・児童養護施設における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う

職員の設置を促進し、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築を進めていきます。

- ・子どもがその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、各児童養護施設における職業指導員の設置を促進し、入所児童の勤労における基礎的な能力及び態度を育てていきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
ぎふ職親プロジェクト加盟企業の数	23 企業	77 企業	122 企業
自立支援担当職員又は職業指導員の配置施設数（再掲）	3 施設 /10 施設	6 施設 /10 施設	10 施設 /10 施設

9 子ども相談センターの強化等に向けた取組

子ども相談センターは、虐待相談に加え、障がい相談や非行相談等、多岐に渡る相談を受けており、いずれも迅速かつ適切な対応が求められています。これらの相談に対応するため、児童福祉司及び児童心理司を増員してきたところですが、さらなる相談の増加や多様化に対応するためには、児童福祉司等の増員に加え、専門性を強化していく必要があります。平成 30 年 12 月に示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、2017 年度から 2022 年度までの 5 年間で、2,020 人を増強することを示されており、人材の確保が求められています。

また、県では、施設の老朽化や狭隘化への対応、子どもの事情や特性に応じた保護等を行うため、平成 30 年度に「中央子ども相談センター」の移転整備を実施しました。障がい者総合相談センター等関係機関が集約された「ぎふ清流福祉エリア」に移転することで、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、子どもの健やかな成長を支援しています。

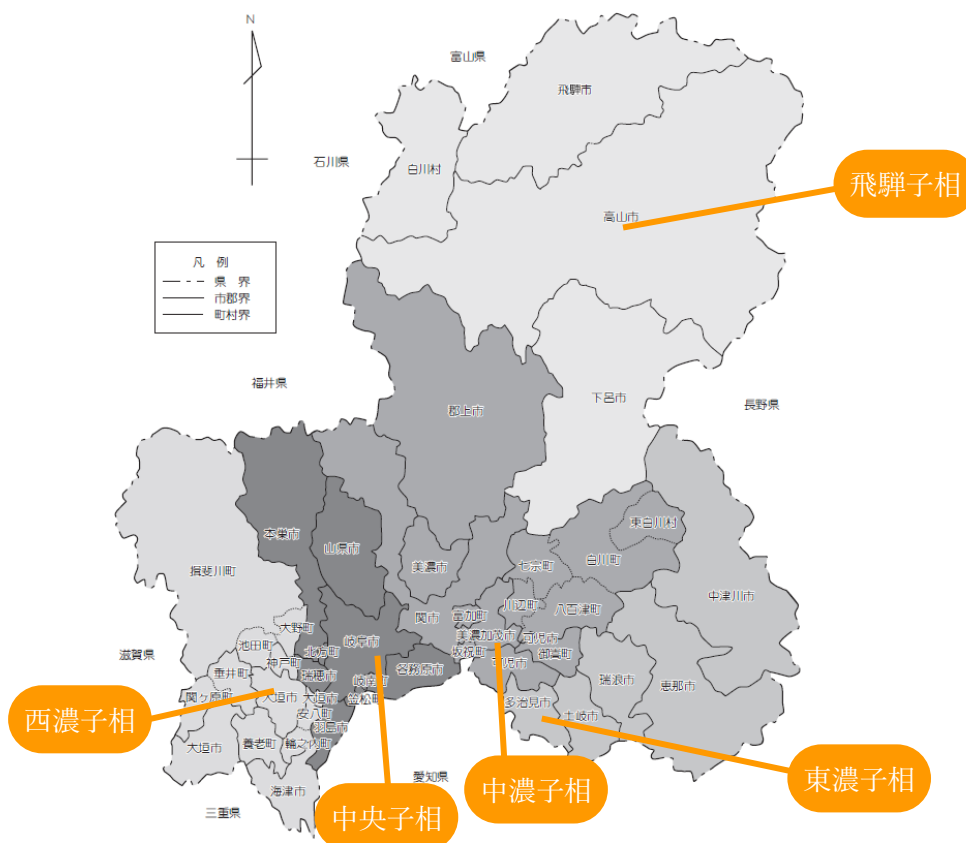
さらに今後は、中核市である岐阜市との連携をより強固なものとし、様々なケースに対応できる体制を構築していくことが必要です。

【現状及び課題】

(子ども相談センターの設置)

- ・ 県では、児童福祉法に基づき子ども相談センター（児童相談所）を、「岐阜」、「西濃」、「中濃」、「東濃」、「飛騨」の全圏域に設置しています。「市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護すること」を主な目的としており、児童福祉司や児童心理司等の職員を配置しています（児童相談所運営指針）。

(図 3-9-1) 岐阜県の子ども相談センター



圏域	機関名	所管区域
岐阜	中央子ども相談センター	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃	西濃子ども相談センター	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃	中濃子ども相談センター	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃	東濃子ども相談センター	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨	飛騨子ども相談センター	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(相談対応の状況)

- 子ども相談センターにおける種類別の相談対応件数は、表 3-9-1 のとおりです。障害相談が最も多く、養護相談、育成相談と続いています。「養護相談」の構成割合は、年々上昇しています。

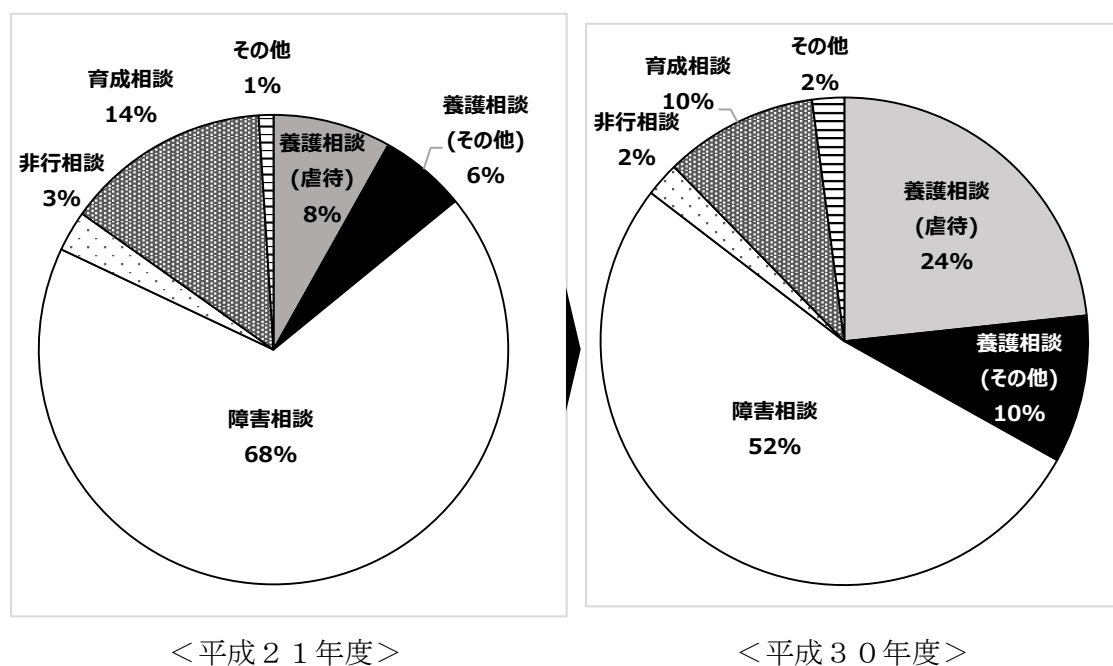
(表 3-9-1) 子ども相談センターにおける種類別相談対応件数

(単位：件)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
養護相談	772	992	1,110	1,063	1,124	1,446	1,540	1,534	1,626	1,995
うち虐待	450	672	741	725	779	996	1,018	1,004	1,095	1,405
その他	322	320	369	338	345	450	522	530	531	590
保健相談	8	8	11	2	4	2	3	2	3	1
障害相談	3,756	3,804	3,835	3,673	3,814	3,502	3,294	3,408	3,467	3,153
非行相談	155	203	209	213	216	201	174	173	174	137
育成相談	783	758	768	828	865	896	899	837	645	614
その他	56	61	87	84	97	109	162	165	124	128
総 数	5,530	5,826	6,020	5,863	6,120	6,156	6,072	6,119	6,039	6,028

出典：福祉行政報告例

(図 3-9-2) 相談内訳の割合比較 (平成 21 年度→平成 30 年度)



出典：福祉行政報告例

(子ども相談センターにおける人材確保)

- ・各子ども相談センターの児童福祉司は、経験年数の短い若手職員が多いため、職員の職務遂行能力の向上を目的に、教育・訓練・指導にあたる「児童虐待対応強化専門職」や、職員の業務を補完する「児童虐待対応専門職」を各子ども相談センターに配置し、機能強化を図っています。
- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司を計画的に増やしていくことが求められています。しかしながら、近年の職員採用試験の受講者数は減少傾向にあり、慢性的な欠員状態が続いています。

(表 3-9-2) 児童福祉司配置状況

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
児童福祉司人数	38	42	44	46	55

(各年度 4 月 1 日時点)

【参考：児童虐待防止対策体制総合強化プラン抜粋】

児童福祉司について、配置標準を見直した上、2017 年度の約 3,240 人から 2022 年度までに全国で 2,020 人程度増員。

○児童相談所の人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が 50 ケース相当から 40 ケース相当^(注)となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直す。

(注)児童虐待相談における業務量として換算したケース数

(専門的人材の配置)

- ・保護者及び被虐待児童の医学的（精神科）所見や、特別児童扶養手当受給等の医学的診断を行うため、各子ども相談センターに非常勤医師を配置しています。
- ・平成 29 年度からは、子ども相談センターに弁護士を配置し、法律に関する専門的な知識を必要とする業務に適切・円滑な対応を行っています。

(相談・通告への対応体制の確保)

- ・県全体の子どもや家庭を対象として、電話による専用相談窓口「子ども・家庭 110 番」を中央子ども相談センターに設置し、相談員が、児童虐待の他、不登校、交友関係、教育など様々な内容の相談に応じています。

(医療機関との連携)

- ・医療機関は、子どもが医学的な診断や加療を必要とするほどの重篤な事案に関わることから、虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期の発見や対応において、重要な役割を担うこととなります。
- ・医療機関との連携を強化するため、平成 29 年度に子ども相談センターと県内の中核的な医療機関等で構成する「子ども相談センター・医療機関連携会議」を設置し、医療機関向け「児童虐待対応基本マニュアル」を策定しました。

(県警との連携)

- ・平成 25 年度から、子ども相談センターと警察との情報共有や相互協力の連携体制を強化するため、合同で訓練を実施しています。
- ・平成 28 年度からは、全ての子ども相談センターに警察 OB 職員を配置し、困難事案の対応にあたっています。
- ・平成 29 年 3 月に岐阜県警と「児童虐待事案に駆る岐阜県と岐阜県警察の連携協定」を締結し、両機関が連携しながら子どもの安全確保を最優先に対応を進めています。
- ・平成 30 年 6 月から県警への全件通報を開始し、各子ども相談センターが扱っている事案の情報を提供しています。

(岐阜市の児童相談体制)

- ・岐阜市では、日常生活又は社会生活を営む上で様々な悩み又は困難を有する子ども・若者に対し、その特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、もって子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図るため、「子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」を設置しています。

(表 3-9-3) 岐阜市の児童相談体制

年月	内容
平成 26 年 4 月	「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」設置。0 歳～20 歳前までの子ども・若者に対する総合的、継続的な相談支援を開始
平成 30 年 7 月	3 カ所の保健センターの中に、母子健康包括支援センターを設置
平成 31 年 4 月	子ども家庭総合支援拠点設置(エールぎふ)

【具体的取組】

(専門性の強化)

- 全ての児童福祉司が、専門的なノウハウを持って相談対応等を行うことができるよう、人材育成を努めていきます。合わせて、継続的な相談ケース管理に配慮した人事異動を進めていきます。
- 乳幼児や特定妊婦のケース、精神の保護者に対応できるよう、保健師の配置を進めていきます。
- 児童福祉司の増員や、スキルアップに伴う担当案件の短期間化等を進め、児童福祉司一人あたりの担当ケース数を減らし、重篤な案件への対応を強化していきます。

(児童福祉司等の人材確保)

- 子ども相談センターの業務を紹介する冊子や動画の作成のほか、学生向けセミナーの企画・運営、大学における合同説明会へのブース開設などの人材確保のための採用活動を実施し、優秀な人材確保に努めていきます。

(人員体制の強化)

- 国の新しい基準や、法改正等の動向に基づいて、児童福祉司の増員等体制強化を行うとともに、施設や里親との連携強化等の支援体制を確保していきます。
- 計画的にスーパーバイザー研修の受講を進め、基幹的職員を増やしていきます。

(相談窓口の周知)

- 各子ども相談センターが市町村や児童福祉関係団体と連携して、児童虐待防止の啓発活動を実施していきます。

(医療機関との連携)

- 地域医療全体で児童虐待防止体制を整備するため、「児童虐待防止医療ネットワーク」を設置し、拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置して、医療機関の児童虐待対応の底上げを図っていきます。
- 地域の医療機関の医療従事者を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための研修や症例検討会を実施していきます。

(県警との連携)

- 引き続き県警と連携して「合同訓練」や「全件通報」等を実施し、児童虐待事

案の早期防止や対応力向上に努めていきます。

(岐阜市との連携強化)

- ・随時岐阜市との意見交換を行い、今後岐阜市が児童相談所の設置を進める際には、相談対応を行う等、必要に応じて支援を行っていきます。

○指標

	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
児童福祉司一人あたりの担当ケース数	40 ケース	30 ケース	20 ケース
子ども相談センター保健師配置数	0	5 人	5 人

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を推進するにあたっては、県（子ども家庭課及び子ども相談センター）、市町村、里親等、乳児院、児童養護施設、子ども家庭支援センター等、関係者の連携及び県民の理解がとても重要です。このため、関係機関等が相互に情報交換等を行いながら、一体となって社会的養育に係る取組を進めていきます。関係機関の主な役割は以下のとおりです。

(1) 県

- ・市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
- ・子ども家庭への相談援助（専門的な知識及び技術を必要とするもの）
- ・一時保護
- ・措置（児童福祉施設への入所、里親への委託）
- ・里親への包括的な支援

(2) 市町村

- ・子ども及び妊産婦の福祉に関する実情把握、調査、相談援助
- ・要保護児童等への支援、関係機関との情報共有（要保護児童対策地域協議会）
- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援（子育て世代包括支援センター）
- ・子ども家庭への支援、関係機関との連絡調整（子ども家庭総合支援拠点）

(3) 里親、ファミリーホーム

- ・家庭における養育環境と同等の養育環境における養育
- ・委託児童の自立支援
- ・ショートステイ等による一時預かり
- ・一時保護

(4) 乳児院

- ・妊娠期から出産後までの支援
- ・家庭復帰に向けた親子関係再構築支援
- ・里親等への支援（里親支援専門相談員）
- ・ショートステイ等による一時預かり
- ・一時保護

(5) 児童養護施設

- ・ 入所児童の自立支援
- ・ 退所児童の相談援助
- ・ 里親等への支援（里親支援専門相談員）
- ・ ショートステイ等による一時預かり
- ・ 一時保護

(6) 子ども家庭支援センター

- ・ 各種相談受付
- ・ 子ども相談センターからの委託による指導
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 市町村の求めに応じた技術的助言

2 計画の進捗状況の評価

計画の進捗状況については、毎年度検証を行い、「岐阜県社会的養育推進会議」に検証結果を報告するとともに、必要な場合は計画の見直しを行います。

第5章 用語集

用語	意味
アドボカシー	虐待を受けた子どもの声を第三者が聞き取り、児童相談所などに伝える「代弁者制度」のこと。
一時保護	児童相談所長または都道府県知事が必要と認めた場合に、子どもを一時保護所や乳児院、児童養護施設などに短期間保護すること。親の虐待や放任により、緊急に子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合などに行われる。
SDG s	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。
家庭養育	里親やファミリーホームで要保護児童の養育を行うこと。養育者の住居で養育が行われるため、施設と比べ家庭に近い環境での養育となる。
岐阜県少子化対策基本計画	「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」第7条第1項に基づき、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画。
ぎふ職親プロジェクト	児童養護施設等退所者の離職率は高く、居住場所を失うなど不安定な生活に陥ることがあるため、社宅や賃貸住宅の借り上げによる居住場所を提供の上雇用し、自立支援を一貫して行う職親企業や、就業・生活の安定を図る支援を行う職親サポーター等が連携し、若者たちが自立できる体制の構築を目指す事業。
グループホーム	本体施設から離れた場所で少人数の子どもを養育する形態のこと。地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを指す。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、母子保健と子育て支援の両方を含む包括的なサービスを提供する相談拠点。令和2年度末までに全国展開を目指している。
子ども家庭支援センター	児童福祉法第44条の2に基づいて設置された児童家庭支援センター。岐阜県では子ども家庭支援センターという。子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設のこと。また、児童相談所、児童福祉施設など、関係する機関の

用語	意味
	連絡調整も行う。子ども相談センターを補完するものとして、児童福祉施設等に設置されている。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。
子ども相談センター	児童福祉法第12条に基づき設置している児童福祉の専門かつ中核機関。岐阜県では子ども相談センターという。養護、保健、心身障害、育成、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。
児童虐待防止対策総合強化プラン	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するために策定したプランのこと。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活の適応が困難となった子どもを、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行い自立のための援助を行う施設のこと。
児童福祉司	児童福祉法に基づき、都道府県の児童相談所に配属される専門職員のこと。児童および妊産婦の保護・保健などの福祉に関する事項について相談に応じ、必要な指導を行っている。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待を受けている子ども、家庭環境や様々な事情により家庭での養育が難しい子どもを入所させて養護を行う施設のこと。
小規模グループケア	本体施設の中または外で、小規模なグループにより子どもを養育する形態のこと。
職業指導員	勤労の基礎的な能力及び態度を育て、子どもがその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行う者のこと。
ショート里親	児童福祉施設に措置されている子どもを、週末や長期休暇に家庭で預かり、家庭での生活を経験させる里親のこと。
ショートステイ	保護者の疾病や育児不安などの理由により、家庭において子ど

用語	意味
	もを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育・保護を行うことにより、子どもとその家庭の福祉の向上を図る事業のこと。
自立援助ホーム	義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子ども等のうち、なお、援助の必要な子どもを入所させ、相談その他の日常生活上の援助および生活指導を行う事によって、社会的に自立するよう援助する施設のこと。
親族里親	両親、その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明等の状態となったことにより、その子どもの3親等内の親族（祖父母、兄弟、姉妹等）が養育する里親のこと。
専門里親	養育里親のうち、専門的な援助を必要とする子ども（虐待を受けた子どもや非行などの問題のある子ども、及び障がいがある子ども）を養育する専門的な知識を持った里親（専門里親研修の受講が必要）のこと。
第三者委員	苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置された人のこと。
第三者評価	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質の評価のこと。社会的養護関係施設（※）については、平成24年度から第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられている。 ※社会的養護関係施設：児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
地域小規模児童養護施設	本体施設とは離れた場所で6人の児童を養育する形態のこと。小規模グループケアが本体内・外での実施を選択できることに対し、地域小規模児童養護施設は本体外での実施となる。
特別児童扶養手当	精神や身体に1級か2級の障害のある20歳未満の子どもを家庭で監督、保護している父母ら養育者に支給される手当のこと。
特別養子縁組	子どもと実親との親子関係は法的に終了し、養親を唯一の親とする養子縁組制度のこと。裁判所が特別養子であることを審判し確定する。
トワイライトステイ	保護者が仕事等により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において生活指導、食事の

用語	意味
	提供等を行うことにより、その子どもとその家庭の生活の安定、福祉の向上を図る事業のこと。
乳児院	保護者がいない、または保護者の事情で家庭での養育ができない乳幼児を預かって養育する施設のこと。
パーマネンシー	「恒久性」「永続性」を意味する英語。要保護児童が「施設でもない、里親でもない、恒久的な家庭」で育てられること（子どもの成長のために継続的かつ安定した養育者と養育環境）を意味する。
ファミリーホーム	専任の養育者の住居で、要保護児童5人又は6人を受け入れ、一定期間養育する施設のこと。児童の養育は、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者と補助者あわせて3人以上がこれにあたる（小規模住居型児童養育事業）。
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭等でDVからの避難・保護や、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して自立に向け援助を受けながら生活のできる施設のこと。
ボランティア里親	夏休み中の3日間、県内の児童養護施設に入所している子どもを受入れるボランティアの里親のこと。
養育里親	諸事情により保護者と一緒に暮らすことができない子どもを一定期間保護者に代わって養育する里親のこと。
養子縁組里親	養子縁組を前提として家庭で暮らすことのできない子どもを養育する里親のこと。
要保護児童	保護者のいない子どもや虐待などで保護者のもとで養育されることが適当でない子どものこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする、保護を要する子どもやその保護者に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うため、市町村、学校、医療機関、警察、保育所、民生委員、子ども相談センター等の関係機関等により構成され、市町村に設置された組織のこと。
レスパイト・ケア	委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して児童の養育を行うこと。

第6章 参考資料

1 代替養育を必要とする子ども数の算出

<算式>

$$\boxed{\text{代替養育を必要とする子ども数}} = \boxed{\text{子どもの人口}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)}}$$

代替養育を必要とする子ども数は、上記算式にて計算します。

「子どもの人口」は、県では「岐阜県における将来人口推計」(平成 29 年 4 月 27 日岐阜県政策研究会人口動向研究部会による報告)により、将来的な人口等を推計しているため、当該推計結果を活用して、過去の子どもの人口と要保護児童数の割合から、将来の数値を推計しました。

「代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)」は、過去の実績から、将来の数値を推計しました。

<①代替養育が必要となる割合の算出>

(1) 過去 10 年間の「子どもの人口」及び「要保護児童数 (※)」から、「代替養育が必要となる割合」を算出しました。

※要保護児童数：里親及びファミリーホーム委託児童数、乳児院入所児童数、児童養護施設入所児童数の計

○計算式

「要保護児童数」 / 「子どもの人口」 = 「代替養育が必要となる割合」

なお、各年度の要保護児童数は、支援が必要な子ども数の最大値を見込む必要があることから、児童養護施設等への入所児童が最も多いと推定される 3 月 1 日時点の数値を用いています。

(表 6-1-1) 代替養育が必要となる割合の推移

(単位：人、%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
子どもの人口	359,619	353,144	350,259	346,655	341,732	337,056	330,349	325,400	319,344	312,943
要保護児童数	642	603	601	607	620	615	617	625	580	592
代替養育が必要となる割合	0.179	0.171	0.172	0.175	0.181	0.182	0.187	0.192	0.182	0.189

(子どもの人口は各年度 10 月 1 日時点、要保護児童数は各年度 3 月 1 日時点)

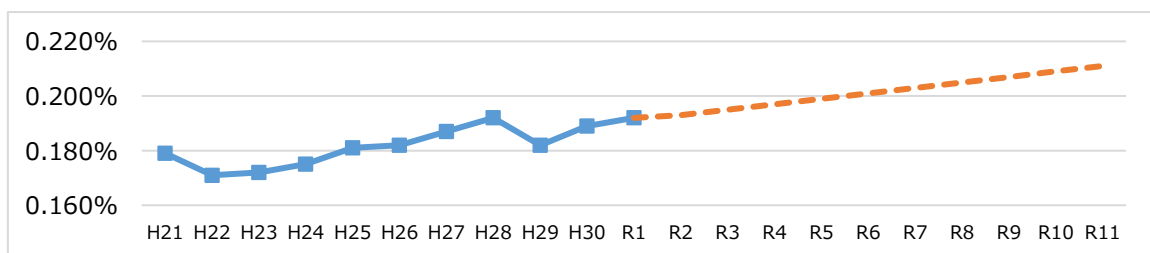
(2) (1)で算出した「代替養育が必要となる割合」の実績の推移から、令和 11 年度までの「代替養育が必要となる割合」について、将来の予測値を算出します。

(表 6-1-2) 代替養育が必要となる割合 (将来予測)

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要となる割合	0.192	0.193	0.195	0.197	0.199	0.201	0.203	0.205	0.207	0.209	0.211

(図 6-1-1) 代替養育が必要となる割合 (将来予測)



(3) 令和 11 年度までの「子どもの人口」の推計（「岐阜県における将来人口推計」）と(2)で算出した「代替養育が必要となる割合」から、令和 11 年度までの「代替養育を必要とする子ども数」を算出します。なお、算出した数値は、潜在的需要を含んでいないため、別途推計する必要があります。

(表 6-1-3) 代替養育を必要とする子ども数（潜在的需要を含まない）（将来予測）

(単位：人、%)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子どもの人口	308,812	302,882	296,981	291,677	286,624	281,564	276,489	271,197	266,427	261,864	257,082
代替養育が必要となる割合	0.192	0.193	0.195	0.197	0.199	0.201	0.203	0.205	0.207	0.209	0.211
代替養育を必要とする子ども数 (潜在的需要を含まない)	591	586	580	575	571	566	561	555	551	546	541

<②代替養育を必要とする子どもの潜在的需要の推計>

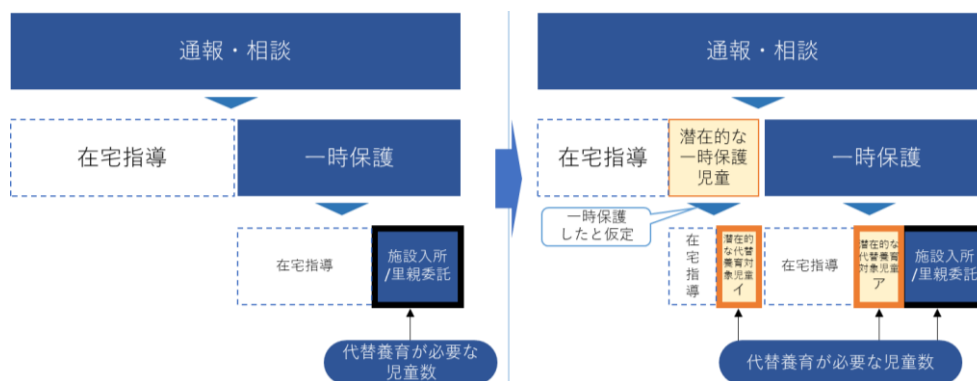
代替養育が必要な子どもは、施設入所や里親等委託される子どものほか、潜在的な子どもも存在していると考えられます。

本計画においては、「緊急性がないため、在宅指導で継続的に支援等を行うこととした子ども」を、潜在的な代替養育が必要な子どもと推測し、以下のとおり定義して推計を行いました。

○潜在的な代替養育対象児童の定義

- ①一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行うこととした子どもの一部
 - ・・・潜在的な代替養育対象児童 ア
- ②通報・相談後、在宅指導で継続的に支援等を行うこととした子どもの一部
 - ・・・潜在的な代替養育対象児童 イ

(図 6-1-2) 代替養育を必要とする子どもの潜在的需要 考え方



※上記の他、直接施設入所/里親等委託となるケースもある

<③潜在的な代替養育対象児童 アの推計>

(1) 過去 10 年間の「一時保護児童数」の実績から、令和 11 年度までの「一時保護児童数」を推計します。

(表 6-1-4) 一時保護児童数の実績

(単位：人)

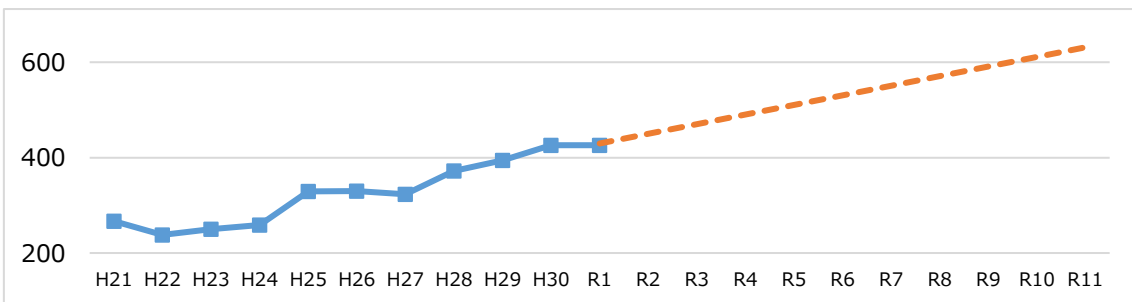
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護児童数	267	238	250	259	329	330	323	372	394	426

(表 6-1-5) 一時保護児童数 (将来予測)

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護児童数推計	430	450	470	490	510	530	551	571	591	611	631

(図 6-1-3) 一時保護児童数 (将来予測)



(2) 「一時保護児童数」と「潜在的な代替養育対象児童 ア」(一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行っている子ども数)の割合を算出します。なお、これらの数値については、令和元年度上半期の実績を調査の上、把握したものを用いています。

(表 6-1-6) 潜在的な代替養育対象児童 アの割合

(単位：人)

一時保護児童数	195
うち一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行っている子ども数	10

(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日の集計)

→ $10 \div 195 = \underline{\underline{\text{「5.13%」}}}$

上記より、一時保護した児童の「5.13%」が「潜在的な代替養育対象児童 ア」となると推測されます。

(3) (1)(2)より、令和11年度までの潜在的代替養育児童数 アを推計します。
 計算式は以下のとおりです。

○計算式

$$\text{「一時保護児童数（将来予測）」} \times 5.13\% = \text{「潜在的代替養育児童数 ア」}$$

(表 6-1-7) 潜在的代替養育児童数 ア (将来予測) (単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
潜在的代替養育児童数 ア	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32

<④潜在的な代替養育児童数 イの推計>

(1) 過去10年間の「養護相談受付件数」の実績から、令和11年度までの「養護相談受付件数」を推計します。

(表 6-1-8) 養護相談受付件数 (実績) (単位：件)

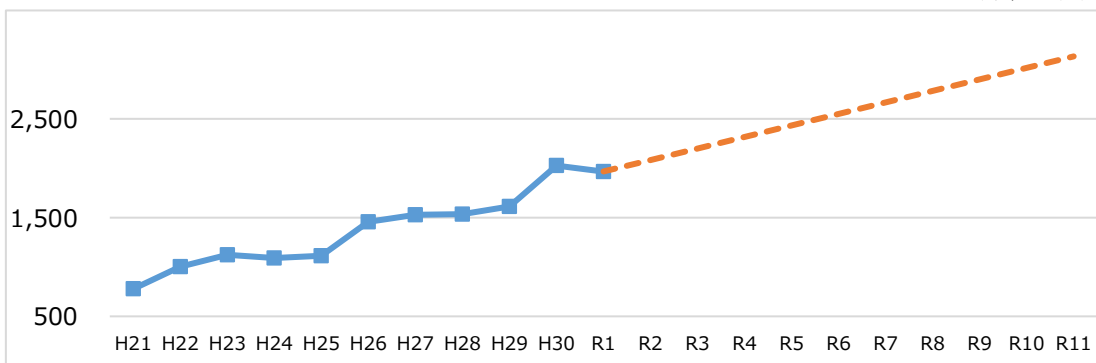
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養護相談受付件数	778	1,004	1,123	1,091	1,112	1,457	1,529	1,534	1,614	2,026



(表 6-1-9) 養護相談受付件数 (将来予測) (単位：件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
養護相談受付件数 (推計)	1,967	2,084	2,200	2,317	2,433	2,550	2,666	2,783	2,899	3,015	3,132

(図 6-1-4) 養護相談受付件数 (将来予測) (単位：件)



(2) 「養護相談の受付件数」と「養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っている子ども数」の割合を算出します。

(表 6-1-10) 「養護相談の受付件数」と「養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っている子ども数」の割合

(単位：件、人)

養護相談受付件数	1,462
養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っている子ども数	53

(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日の集計)

$$\rightarrow 53 \div 1,462 = \text{「}3.63\% \text{」}$$

上記より、養護相談を受け付けた件数の「3.63%」が「養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っている子ども」であると推測されます。

(3) (1)(2)より、養護相談受付件数のうち、「3.63%を一時保護した」と仮定し、令和 11 年度までの「潜在的な一時保護児童数」を推計します。計算式は以下のとおりです。

○計算式

$$\begin{aligned} & \text{「養護相談受付件数 (将来予測)」} \times 3.63\% \\ & = \text{「潜在的な一時保護児童数 (将来予測)」} \end{aligned}$$

(表 6-1-11) 潜在的な一時保護児童数 (将来予測)

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
潜在的な一時保護児童数	71	75	79	83	88	92	96	100	105	109	113

(4) 一時保護を行った後、児童養護施設や里親等へ委託している子どもがどれくらい存在しているかを計算するため、過去 5 年間の一時保護から施設入所等を行った児童の割合の平均値を算出します。

(表 6-1-12) 一時保護後施設入所となった児童の割合 (実績) (単位: 人、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護児童数 (※)	258	253	282	301	316
うち児童福祉施設等、里親等へ委託	101	80	83	83	91
一時保護の後施設入所等となった児童割合	39.15%	31.62%	29.43%	27.57%	28.80%
平均	31.31%				

一時保護児童の 31.31%が施設入所等となると仮定

※養護相談の受付児童数の数値

出典: 福祉行政報告例

- (5) 一時保護後に在宅指導を行っている子どもにも潜在的な代替養育児童アが存在していると考えられます。よって、(4)で算出した「31.31%」に一時保護児童のうち、潜在的な代替養育児童アにより算出した割合「5.13%」を加算します。

$$31.31\% + 5.13\% = \underline{\underline{36.44\%}}$$

- (6) (3)(5)より、「潜在的代替養育児童数 イ」を算出します。計算式は以下のとおりです。

○計算式

$$\begin{aligned} & \text{「潜在的な一時保護児童数 (将来予測)」} \times 36.44\% \\ & = \text{「潜在的代替養育児童数 イ」} \end{aligned}$$

(表 6-1-13) 潜在的代替養育児童数 イ (単位: 人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
潜在的代替養育児童数 イ	25	27	28	30	32	33	34	36	38	39	41

以上より、算出した代替養育が必要な児童数の見込み（潜在的需要を含む）は表 6-1-14 のとおりとなります。

（表 6-1-14）代替養育が必要な児童数の見込み

（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
要保護児童数	591	586	580	575	571	566	561	555	551	546	541
潜在的代替養育児童数 ア	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
潜在的代替養育児童数 イ	25	27	28	30	32	33	34	36	38	39	41
合計	638	636	632	630	629	626	623	620	619	616	614

＜⑤年齢別の割合の算出＞

里親等への委託や施設に入所している児童の年齢割合から、令和 11 年度までの年齢区分別の内訳を算出します。

（表 6-1-15）里親等委託・施設入所の年齢割合

（単位：％）

	里親	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設	計	割合
0～3 歳未満	13	2	25	11	51	8.61
3 歳～就学前	10	7	10	63	90	15.20
学童期以降	39	21		391	451	76.18
計	62	30	35	465	592	

（平成 31 年 3 月 1 日時点）



（表 6-1-16）代替養育を必要とする子ども数（年齢別）

（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～3 歳未満	55	55	55	55	55	54	54	54	54	54	53
3 歳～就学前	97	97	97	96	96	96	95	95	95	94	94
学童期以降	486	484	480	479	478	476	474	471	470	468	467
計	638	636	632	630	629	626	623	620	619	616	614

2 里親等委託が必要な子ども数の算出

<算式>

$$\boxed{\text{里親等委託が必
要な子ども数}} = \boxed{\text{代替養育を必要とする
子ども数（年齢区分別）}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要な
子どもの割合}}$$

里親等委託が必要な子ども数は、上記算式にて計算します。

「代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）」は、「第6章 1 代替養育を必要とする子ども数の算出」により、計算を行いました。

「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出するにあたり、本県では、施設入所児童を対象に「里親等委託可能性調査」を行い、施設入所している子どもについて、「里親等委託の可能性あり」「今後も施設入所が適当」「その他」に分類を行いました。

里親等委託可能性調査 調査要領

①現に施設入所している子どものうち、里親等への措置変更を検討中の子ども

②現に施設入所している子どものうち、里親等への措置変更の可能性のある子ども

- ア. 実親側の課題（里親等委託の同意が得られない等）により里親等委託できない子ども
- イ. 里親側の課題（子どもの障がいや特性に対応できる里親の不在、実親と適切な関わりの持てる里親の不在、里親に就職支援ノウハウがない等）により里親等委託できなかった子ども
- ウ. アとイ以外で、里親等委託の可能性はあったが、委託に至っていない子ども

③現に施設入所している子どものうち、今後も施設入所が適当な子ども

- ア. 被虐待等でケアが必要な子ども（3歳未満で入所半年以内、3歳以上の就学前で入所1年以内、学童期以降で入所3年以内）
- イ. 被虐待等でケアが必要なため、3歳未満で半年、3歳以上の就学前で1年、学童期以降で3年を超えて入所しているが、現在も施設ケアが必要な子ども
（②の課題を解決しても、里親家庭に相当な負担が生じるとされるもの）

【被虐待等で必要なケアとは】

子どもの個別のニーズに応ずるもので、他者への信頼感や自尊感情の回復を含めた、子どもの逆境体験による影響からの回復につながり、里親家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境）での生活を可能にするとの指向性を有するもの

- ウ. アとイ以外（非行や性加害問題、医療ケア、里親不調、年齢、きょうだい数、子どもが里親等委託に対して明確に反対の意向等）で、今後も里親等でなく施設での生活が適当な子ども

④半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中（又は措置解除予定）の子ども

（平成30年7月1日時点）

【調査結果：乳児院入所児童】

平成30年7月1日時点において、乳児院に入所している子どもの数は、32人でした。結果は以下のとおりです。

＜里親等委託の可能性のある子ども＞

乳児院に入所している子どものうち、里親等への委託の可能性があると考えられる子どもは、表6-2-1のとおりです。里親等への委託を行うにあたり、里親等への措置変更を検討中の子どもが10人、里親等委託の同意が得られない子ども（実親側の課題有）が5人、実親と適切な関わりの持てる里親の不在（里親側の課題有）が1人という結果になっています。

（表6-2-1）里親等への委託の可能性のある子ども（乳児院入所）（単位：人）

	里親等への措置変更を検討中の子ども	実親側の課題有	里親側の課題有	計
		里親等委託の同意が得られない	実親と適切な関わりの持てる里親の不在	
0～3歳未満	8	5	1	14
3歳～就学前	2			2
学童期以降				0
計	10	5	1	16

（平成30年7月1日時点）

＜今後も施設入所が適当な子ども＞

乳児院に入所している子どものうち、今後も施設入所が適当と考えられる子どもは、表6-2-2のとおりです。専門的なケアが必要な子どもが1人、一定の期間入所しており、引き続き施設での生活が適当な子どもが14人という結果になっています。

（表6-2-2）今後も施設入所が適当な子ども（乳児院入所）（単位：人）

	被虐待や障がいがある等、施設での専門的ケアが必要なため、里親等委託が困難	一定期間入所し、今後も里親等でなく施設での生活が適当	計
0～3歳未満	1	9	10
3歳～就学前		5	5
学童期以降			0
計	1	14	15

（平成30年7月1日時点）

＜その他＞

半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中の子ども：1人

【調査結果：児童養護施設入所児童】

平成30年7月1日時点において、児童養護施設に入所している子どもの数は、432人でした。分類結果は以下のとおりです。

＜里親等委託の可能性がある子ども＞

児童養護施設に入所している子どものうち、里親等への委託の可能性があると考えられる子どもは、表6-2-3のとおりです。乳児院への入所児童の調査結果にはなかった「子どもの障がい等に対応できる里親の不在（里親側の課題有）」が14人おり、全部で114人の子どもが里親等委託の可能性があるという結果になっています。

（表6-2-3）里親等委託の可能性がある子ども（児童養護施設入所）（単位：人）

	里親等への措置変更を検討中の子ども	実親側の課題有	里親側の課題有		計
		里親等委託の同意が得られない	子どもの障がいや特性に対応できる里親の不在	実親と適切な関わりを持てる里親の不在	
0～3歳未満		1			1
3歳～就学前	2	13	2	1	18
学童期以降	4	66	12	13	95
計	6	80	14	14	114

（平成30年7月1日時点）

＜今後も施設入所が適当な子ども＞

児童養護施設に入所している子どものうち、今後も施設入所が適当と考えられる子どもは、表6-2-4のとおりです。一定期間入所しており、引き続き施設での生活が適当な子どもが235人と大半を占めています。

（表6-2-4）今後も施設入所が適当な子ども（児童養護施設入所）（単位：人）

	実親が里親宅へ押しかける等の不適切な働きかけが予想される	被虐待や障がいがある等、施設での専門的ケアが必要なため、里親等委託が困難	一定期間入所し、今後も里親等でなく施設での生活が適当	家裁の承認を得て子ども相談センターが措置した子ども	計
0～3歳未満		1			1
3歳～就学前		5	26		31
学童期以降	2	30	209	4	245
計	2	36	235	4	277

（平成30年7月1日時点）

<その他>

半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中：41人

以上の結果を踏まえ、令和11年度の里親等委託が必要な子ども数を算出します。

(1) 里親やファミリーホームに委託中、乳児院※、児童養護施設※に入所中の子どもの総数を「要保護児童」として計算します。

※半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中の子どもは除く

(表 6-2-5) 要保護児童数の状況

(単位：人)

区分	里親	FH	乳児院	児童養護施設	計
0～3歳未満	8	2	24	2	36
3歳～就学前	10	4	7	49	70
学童期以降	32	20		340	392
計	50	26	31	391	498

(平成30年7月1日時点)

(2) (1)で算出した要保護児童数(A)における里親等委託の可能性がある子ども数(B)から里親等委託が必要な子どもの割合(C)を算出します。なお、里親等委託の可能性がある子どもについては、「実親側の課題」「里親側の課題」を解決することにより、里親等への委託が可能と考えられる子どもを含み、算出しました。

(表 6-2-6) 里親等委託が必要な子どもの割合の算出

(単位：人、%)

	要保護児童 (A)	里親等委託の可能性がある子ども数 (B)	里親等委託が必要な子どもの割合 (C:B/A)
0～3歳未満	36	25	69.4
3歳～就学前	70	34	48.6
学童期以降	392	147	37.5
計	498	206	41.4

(平成30年7月1日時点)

(3) 令和 11 年度の代替養育を必要とする子ども数 (D) と里親等委託が必要な子どもの割合 (C) を掛け、令和 11 年度の里親等委託が必要な子ども数 (E) を算出しました。

(表 6-2-7) 里親等委託が必要な子ども数の算出

(単位：人、%)

	代替養育を必要とする 子ども数 (D)	里親等委託が必要な 子どもの割合 (C)	里親等委託が必要な 子ども数 (E:D×C)
0～3 歳未満	53	69.4	36
3 歳～就学前	94	48.6	45
学童期以降	467	37.5	175
計	614	41.4	256

○代替養育児童数及び里親等委託率等

算出した令和11年度の推計値に向け、毎年一定数増加していくと仮定し、代替養育を必要とする子ども数及び里親等委託が必要な子ども数の推計から、令和6年度の値を算出しました。

代替養育を必要とする子どもの数から、里親等への委託が必要な子どもの数を除いた子どもを施設入所が必要な子どもとし、まとめた結果は表6-2-8のとおりです。

(表6-2-8) 代替養育を必要とする子ども数、里親等委託率、施設入所率等

(単位：人、%)

区分		R6	R11
0～3歳 未満	代替養育を必要とする子ども数	54	53
	うち里親等委託が必要	26	36
	うち施設入所が必要	28	17
	割合		
	里親等委託率	48.1	67.9
	施設入所率	51.9	32.1
3歳～ 就学前	代替養育を必要とする子ども数	96	94
	うち里親等委託が必要	34	45
	うち施設入所が必要	62	49
	割合		
	里親等委託率	35.4	47.9
	施設入所率	64.6	52.1
学童期 以降	代替養育を必要とする子ども数	476	467
	うち里親等委託が必要	123	175
	うち施設入所が必要	353	292
	割合		
	里親等委託率	25.8	37.5
	施設入所率	74.2	62.5
合計	代替養育を必要とする子ども数	626	614
	うち里親等委託が必要	183	256
	うち施設入所が必要	443	358
	割合		
	里親等委託率	29.2	41.7
	施設入所率	70.8	58.3

3 都道府県社会的養育推進計画の策定要領の算式1を活用した里親等委託率の算出（参考）

平成30年7月に国が示した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、以下の基準を満たす子どもの数を踏まえた里親等委託率の算出を求めており、当県においても、当該基準による里親等委託率の算出を行いました。

策定要領抜粋：「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数*の割合

*下記により算出した子ども数の合計

<乳幼児>

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

<算式>

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{里親等委託が必} \\ \text{要な子ども数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{代替養育を必要とする} \\ \text{子ども数（年齢区分別）} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{里親等委託が必要な} \\ \text{子どもの割合} \end{array}}$$

里親等委託が必要な子ども数は、上記より算出します。

「代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）」は、「第6章 1 代替養育を必要とする子ども数の算出」により算出した数値を利用し、算出しました。

「里親等委託が必要な子どもの割合」については、策定要領に示された要件を満たす子どもの数の調査を行い、その結果から「里親等委託が必要な子ども数」の算出を行いました。

(1) 「現に里親等委託されている子ども数」は表 6-3-1 のとおりです。

(表 6-3-1) 里親等委託されている子ども数 (単位：人)

	里親	ファミリーホーム
0～3 歳未満	8	2
3 歳～就学前	10	4
学童期以降	32	20
計	50	26

(平成 30 年 7 月 1 日時点)

(2) 一時保護している子どものうち里親等委託が必要な子ども数は、表 6-3-2 のとおりです。

(表 6-3-2) 一時保護している子どものうち里親等委託が必要な子ども数 (単位：人)

	一時保護している子どもの数	一時保護児童のうち、里親等委託が困難と考えられる子どもの数	一時保護児童のうち、里親等委託の可能性のある子どもの数
0～3 歳未満	2	1	1
3 歳～就学前	1	0	1
学童期以降	10	8	2
計	13	9	4

(平成 30 年 7 月 1 日時点)

(3) 施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数は、表 6-3-3 のとおりです。

(表 6-3-3) 施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

(単位：人)

	乳児院		児童養護施設			
	うち 半年以上措置されている乳幼児数		うち乳児院から措置変更された乳幼児数	うち 1 年以上措置されている乳幼児数	うち 3 年以上措置されている学童期以降の子ども数	
0～3 歳未満	25	15	2		1	
3 歳～就学前	7	6	51		39	
学童期以降			379			258
計	32	21	432	0	40	258

(平成 30 年 7 月 1 日時点)

(4)以上から、里親等委託の可能性のある子どもの割合を算出した結果は、表 6-3-4 のとおりです。しかしながら、本手法による算出は、実態に即していないと考えられるため、本計画においては採用しないこととします。

(表 6-3-4) 里親等委託の可能性のある子どもの割合

(単位：人)

	里親等委託、施設入所している子ども数 + 一時保護のうち里親等委託可能性ありの子ども数 (A)	里親等委託が必要な子ども数 (B)	里親等委託の可能性のある子どもの割合 (B/A)
0～3 歳未満	39	27	69.2%
3 歳～就学前	73	60	82.2%
学童期以降	441	312	70.7%
計	553	399	72.2%

(平成 30 年 7 月 1 日時点)

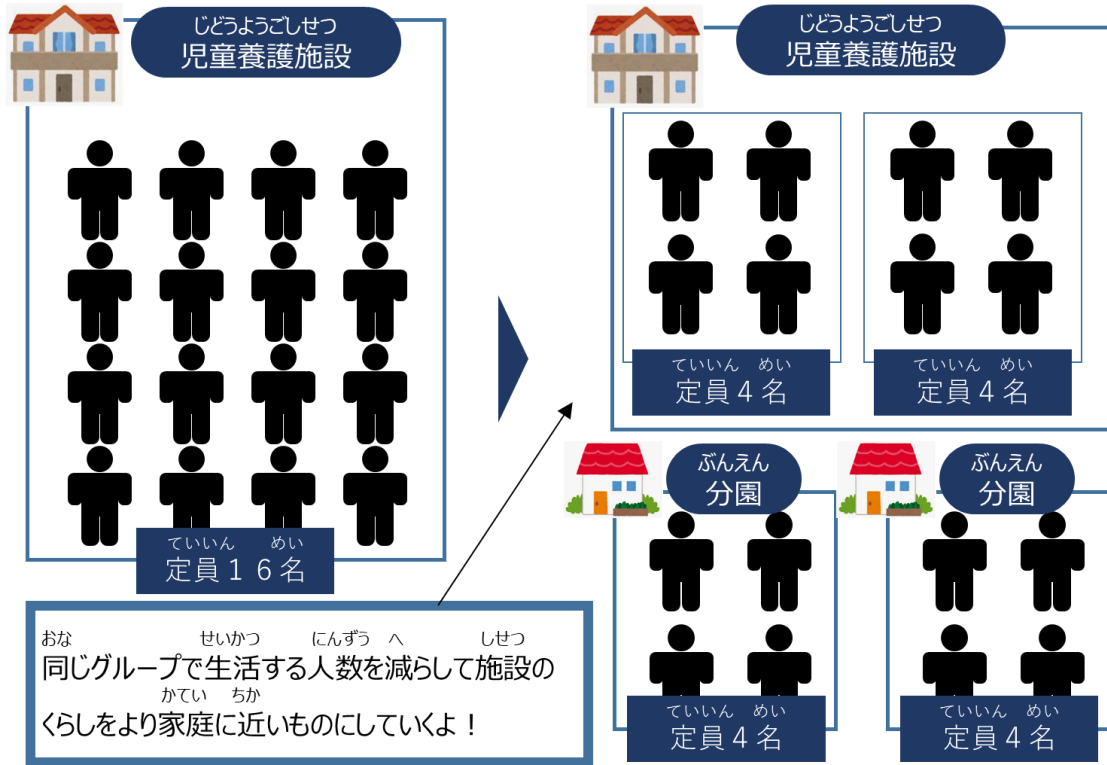
4 児童養護施設入所児童へのヒアリング

岐阜県社会的養育推進計画の策定にあたり、現状や課題を把握するため、当事者である子どもからの意見聴取を行いました。

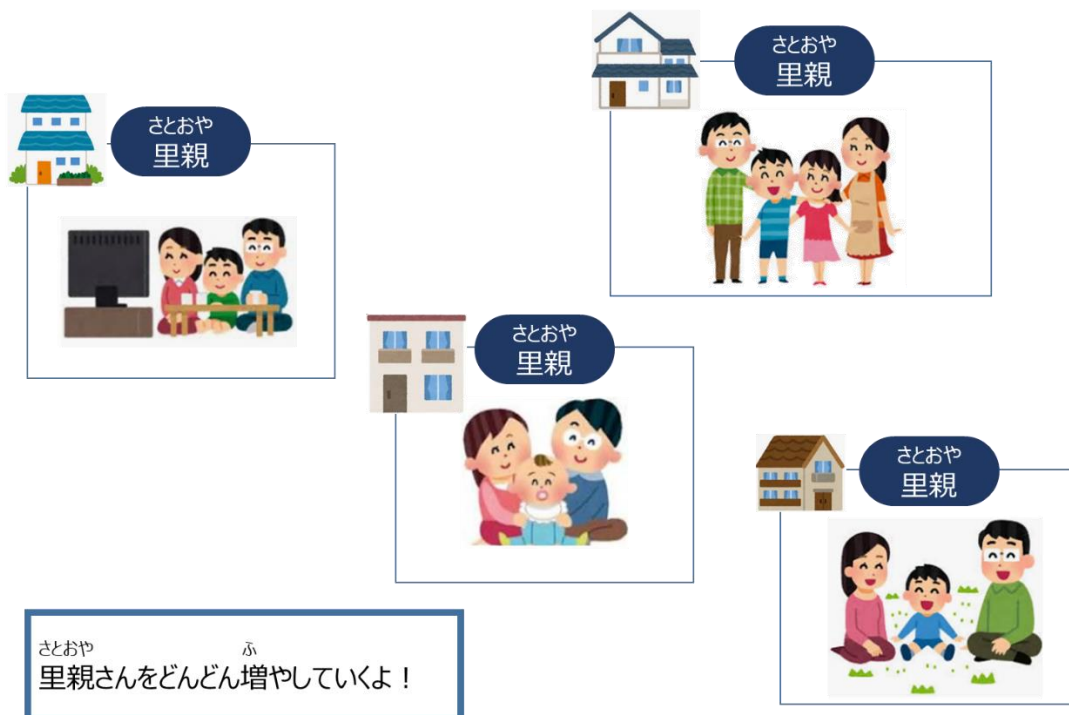
- 対象児童：児童養護施設に入所している小学生から高校生の男女 17名
- 実施施設数：5施設
- 実施時期：令和元年10月～11月
- 実施方法：一時保護所を経由して児童養護施設に入所した子ども、ショート里親等里親宅での生活経験がある子どもに対し、対面形式のヒアリングを実施
- 項目：
 1. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 2. 里親等への委託の推進に向けた取組
 3. 一時保護改革に向けた取組
 4. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
 5. 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

<説明に用いた資料>

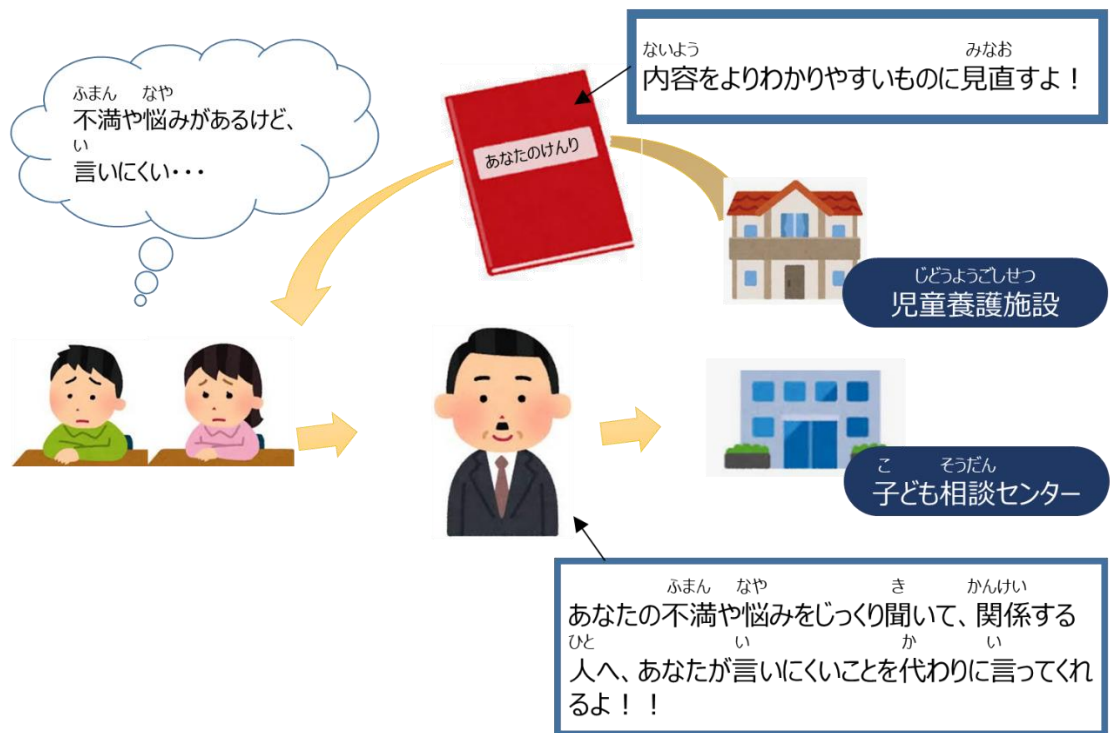
1. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組



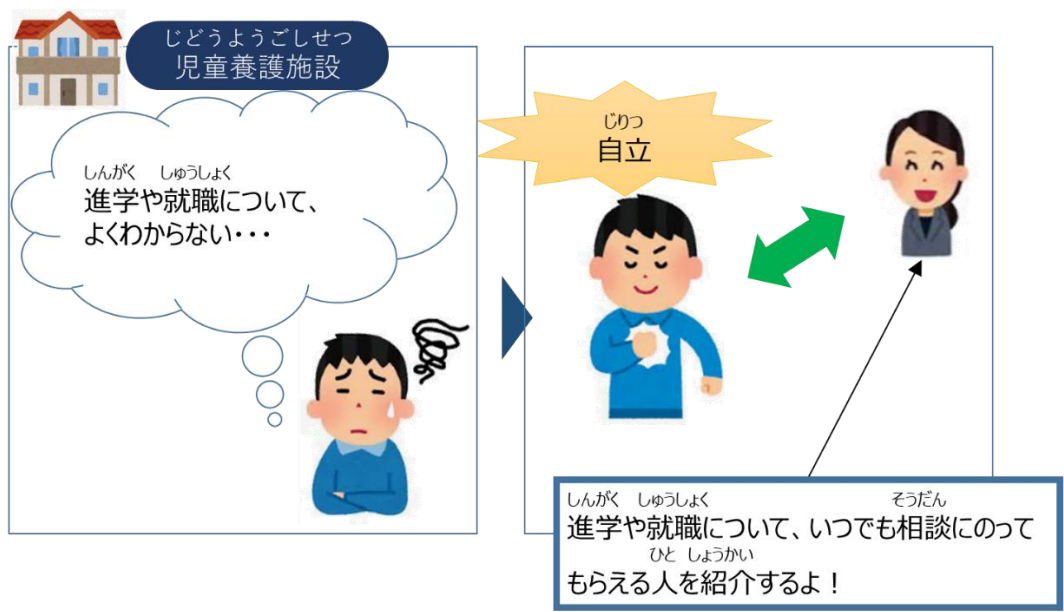
2. 里親等への委託の推進に向けた取組



3. 当事者である子どもの権利擁護の取組



4. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組



<ヒアリング結果>

1. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○施設での生活を少人数（4～6人程度）で行うことについて、どう思いますか。

- ・少人数だと、施設に初めて入所した小さい子も急な環境の変化が小さいのでいいと思う。いじめもおきないと思う。(小学生女子)
- ・今は3人部屋なので個室がいい。お風呂にもっと長い時間入りたい。(中学生女子)
- ・個室になるのはいい。今は置きたい物が置けない。少人数は自由な感じがする。大人数では、生活を幼児などの小さい子に合わせないといけない。(中学生男子)
- ・キッチンで自由に食事を作れるのでいい。大人数だとうるさいが、少人数で生活をすることは静かなのでいいと思う。(高校生男子)
- ・少人数での生活は家庭的な環境に近くなるので、いいと思う。大人数だと、小さい子どもに合わせて行動することになり、何をすることも時間がかかってしまう。一人の時間を持てるし、個室で生活できるという点もいい。(高校生男子)
- ・個室が欲しい。自分の時間が欲しい。(中学生女子、高校生男子、高校生女子)
- ・静かなのでよく寝れる。料理をすることもある。大人数だとうるさい。以前(大舎)は5、6人部屋で、お風呂もみんなで入っていた。今はゆっくりお風呂に入れていい。(小学生男子、中学生男子)
- ・静かなのでいい。料理ができる。お風呂も自由に入れる。(中学生女子)
- ・一人の時間ができるので、いろいろと考えられる。職員が目が届くようになる。(高校生男子)
- ・少人数になると、自分で全部やらないといけない。(高校生男子)
- ・施設は大人数なのでたくさん遊べる。個室よりいっぱい子どもがいるほうが楽しい。(小学生男子、中学生男子)
- ・友達と生活できないので、新しい子が入所したら孤立してしまうのでは。個室は嫌。一人で料理をしたくても時間帯によってはキッチンが使えないのでは。(高校生男子)
- ・姉と一緒にならどっちでもいい。(小学生女子)

○施設に来てよかったことを教えてください。

- ・施設のお祭りや、地域のお祭り、イベントが楽しかった。(小学生女子)
- ・キャンプや遊園地へ行ったことが楽しかった。(中学生男子、中学生女子)
- ・夏休みに旅行で県外へ行ったことが楽しかった。(中学生男子)
- ・イベント(クリスマス、スポーツ大会等)が多くて楽しい。(小学生男子)
- ・気の合う友達ができ。先生含め、施設全体の雰囲気がいい。(小学生男子、中学生女子)

- ・子どもや実習生など、いろいろな人と関わりを持てた。普通の家庭ではなかなか体験できない。(高校生男子)
- ・ゲームばかりではなく、みんなでスポーツができた。明るくて楽しい。正直退所したくない。(高校生男子)
- ・自分の趣味を見つけることができた。自分を見つけることができた。施設の先生と出会えてよかった。友達感覚で話せる。とても感謝している。(高校生男子)
- ・自分の生き方が見つかった。集団生活を通していろいろな経験ができ、成長した。(高校生男子)

○施設に来て困ったことを教えてください。

- ・中高生がいじめる。(小学生女子)
- ・同じ部屋の子や同級生と喧嘩したこと。(小学生男子、小学生女子、中学生男子)
- ・スピーカーで音楽をずっと聴いている人がいてうるさい。(中学生女子)
- ・小さい子がうるさい。(高校生男子)
- ・施設住みということを対外的に説明することが嫌。(高校生男子)
- ・人間関係で合う人・合わない人がいるため、悩んだことがあった。(高校生男子)
- ・学校の友達は、両親がいる前提で話をしてくる。周りに施設入所という説明をすることが嫌だった。(高校生男子)
- ・人数が多い。8人でも多いと思う。(中学生女子)
- ・個室が欲しかった。集団生活のトラブルがあった。(中学生女子)
- ・野球等で思いっきり体を動かしたいが、小さい子がいるので、ボールに当たりそうで危ない。(中学生男子)
- ・施設のルールを覚えることが大変。事前に教えてほしかった。(高校生男子)

○施設での生活を良くするために、してほしいことはありますか。

- ・もう少し、みんなで外出する機会を増やして欲しい。(中学生男子)
- ・入所児童が使える Wi-fi 環境が欲しい。携帯電話回線だと、すぐに速度制限がかかる。(高校生男子)
- ・中高生に対して、ご飯の作り方や、ゴミの捨て方などの生きていく術や、常識をもっと教えてほしい。(高校生男子)
- ・TVやゲームの時間が決まっているなど、ルールが多いので減らしてほしい。(中学生)

女子)

- ・夜、野球の自主練がしたい。(中学生男子)

2. 里親等への委託の推進に向けた取組

○里親を増やしていくことについて、あなたはどのように思いますか。

- ・いろいろな里親のところへ行けるのでいい。様々な家で生活できる。(小学生女子)
- ・小学生のころから月1で里親の所へ行っているが、本当の父、母のよう。(中学生女子)
- ・いいことだと思う。夏休みに里親のところへ行った時は、いろいろなところに遊びに連れていってもらえて楽しかった。里親の子どももいたので、緊張しなかった。(中学生男子)
- ・小さい子どもたちが里親へ委託されていくことはいい取り組みだと思う。(高校生男子)
- ・施設と違い、「親代わり」という点で非常にいいと思う。(高校生男子)
- ・里親のところへ最初行った時は緊張したが、慣ればいいと思う。(小学生男子)
- ・増やしたら、いろいろな子どもが里親のところへ行けるのでいい。(高校生女子)
- ・里親はやさしい。食べたいものを作ってくれた。増やしていくのは、人によっては合わない里親が増えて嫌なのでは。(中学生男子)
- ・里親を増やしすぎると、質が悪くなってしまわないか。(高校生男子)

○あなたは、里親等委託と施設入所のどちらがいいと感じていますか。それぞれのいい点を教えてください。

<里親のいい点>

- ・人が少なく、静か。施設は音楽がうるさい。(小学生女子)
- ・やさしくしてくれる。食事食べたいものを出してくれる。(小学生男子、中学生女子)
- ・食事で食べたいものを聞いてもらえた。少人数での生活は楽しい。施設は人が多くてうるさい。施設の料理は味が薄くておいしくないし、同じメニューが多い。(中学生男子)
- ・里親にはお祭りやキャンプに連れて行ってもらえた。楽しかった。施設では出かけるときに集団なので気をつかう。施設は、家庭と違う環境なので、これまでと生活する環境が変わってしまう。(高校生男子)
- ・里親は、安心できる言葉をたくさんかけてもらえるので、とても安心感を持てた。自

分の思いや感情も出しやすい。(高校生男子)

- ・里親の家は静かだったのでよかった。施設はうるさい。(小学生女子)
- ・でかけるときの調整や決定が早い。施設はどこへ行くときも集団行動になるし、調整に時間がかかるのが嫌。(中学生女子)
- ・月1で泊まりに行っている。食べたいものを聞いてくれた。遊園地や名古屋へ連れて行ってくれる。妹と一緒に時間をたくさん取れた。自由に遊べた。施設は何をするにも時間が決まっている。(中学生女子)
- ・静かなので勉強に集中できる。施設はうるさい。(中学生男子)

<施設のいい点>

- ・大人数なのでにぎやか。行事が多いのもいい。(小学生女子)
- ・学校で嫌なことがあっても、他の子と遊んだら忘れられる。(中学生女子)
- ・施設は先生との距離感が近く、小さい子どもも兄弟のようで、さみしくない。(高校生男子)
- ・施設は集団生活の中で、人間関係を学ぶことができる。(高校生男子)
- ・近くに友達がいるので、ゲームができる。(中学生男子)
- ・人数が多いので、気の合う友達ができた。(高校生女子)

3. 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

○あなたが困ったことをあなたの代わりに施設や子相へ伝えてくれる人がいたら、相談してみたいですか。

- ・相談してみたい。すぐに話ができる仕組みだといい。(小学生男子、小学生女子、中学生男子、高校生男子)
- ・制度はあった方がいい。手紙では、周りの目も気になるし、直接渡すわけではないので、しっかり聞いてもらえているかがわからない。直接話せば、内容を聞いてもらえていると感じることができる。(高校生男子)
- ・意見箱よりも直接話をしたほうがいい。(中学生男子)
- ・特段困っていないため、相談したいとは思わない。(中学生男子)
- ・知らない人に相談はしづらい。施設の人に相談をしたい。(高校生男子)
- ・いきなり知らない人に相談することは抵抗がある。対面ではなく、「189」のように電話で相談する方が、最初は相談しやすい。電話で何回か会話した後に、対面で相談するほうがいいのでは。(高校生男子)

- ・言いたいことは施設の人に直接相談しているのでいい。(中学生女子、高校生男子)
- ・相談しない。手紙のほうがいい。(中学生女子、高校生女子)

○どのようなことを相談したいですか。

- ・家族のこと。(小学生男子、中学生男子、高校生男子)
- ・人間関係や進路のこと。(高校生男子)
- ・同じ建物の子とけんかをすることがあるため、今の建物を変りたい (小学生女子)

4. 一時保護改革に向けた取組

○一時保護所で困ったことはありましたか。

- ・外に出れないし、学校へも行けない。遊ぶ物が少なかった。家からおもちゃを持っていきたくて希望したがダメと言われた。(中学生男子)
- ・服は用意されているものを着るしかなく、着たいものを着れなかった。(中学生男子)
- ・2人部屋だったが、話してはいけないと言われた。線が引いてあり、線を越えて近づくのもだめだった。(中学生男子)
- ・食事のメニューが貼ってなくて、何が出てくるのかわからなかった。量が少なくて増やして欲しかった。おかわりもだめだった。(中学生男子)
- ・一日のスケジュールが時間で縛られた。寝る時間も早かった。(中学生男子)
- ・お風呂は20分までと決まっており、入りたい時間に入ることができなかった。(中学生男子、高校生男子)
- ・慣れない環境だったが、兄弟(兄、姉)と一緒にだったのでさみしくはなかった。(高校生男子)
- ・自由時間が多く、中庭でたくさん遊べたのはよかった。(高校生男子)
- ・閉鎖されており、居心地が悪かった。檻の中にいる印象。外出できず、中庭にずっといた。(高校生男子)
- ・料理はおいしくてお風呂はきれいだった。(高校生男子)
- ・TVや漫画をずっと見ていた。学校へ行けなくて、勉強についていくことができなくなった。(高校生男子)
- ・遊ぶところが中庭くらいしかなかった。(中学生男子)
- ・きまりがあった。男女で話してはいけない。(中学生男子、中学生女子)

○一時保護所での生活を良くするために、職員にしてほしかったことはありますか。

- ・遊ぶ物をもっと増やしてほしかった。(中学生男子)
- ・中庭は外に出た感じがしなかった。グラウンドを外に作ってほしかった。お風呂が狭い。異性に自由に話ができなかった。(高校生男子)
- ・関わりがない子がいたので、話しづらかった。(中学生男子)

5. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○あなたの将来（施設退所後）について、不安に思っていることを教えてください。

- ・(今だと) 料理。(小学生女子)
- ・一人になるのが怖い。(中学生男子)
- ・どんな仕事につけるか、暮らしていけるかということが不安。(高校生男子)
- ・専門学校へ進学したいが、費用はどうか。料理はできるが、一人暮らしをしたことがないため不安である。(高校生男子)
- ・働きたいが働けるか。学力は足りているのか。(高校生男子)
- ・将来はこの施設で働きたい。大学へはどうすれば入れるのか。(小学生女子)
- ・大学へ行くためのお金がどうか。(小学生男子、中学生女子)
- ・就職の内定があるため、不安はない。(高校生男子)
- ・奨学金で大学へ進学予定だが打ち切りになった場合どうするか。(高校生男子)

○施設を退所した後に困った時は、誰に相談しますか。

- ・兄、姉、両親、いとか等。(小学生男子、中学生女子、高校生男子、高校生女子)
- ・施設の先生。(中学生女子、高校生男子)
- ・施設を退所した先輩。(中学生女子)

○施設退所後、一人暮らしを考えていますか。その場合に、不安に思っていることはありますか。

- ・サポートしてくれる人（施設）がいなくなってしまうこと。(高校生男子)
- ・NHK 利用料や水道料金等、集金業者になりすました人が来た場合に、だまされてしまうかもしれない。(高校生男子)
- ・実親との関係がどうか。(高校生男子)
- ・一人で生活していくことがさみしい、怖い。(中学生男子、高校生男子、高校生男子)

5 岐阜県社会的養育推進会議設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づき社会的養育を推進するため、有識者及び関係団体の方々から意見を聴くことを目的とする岐阜県社会的養育推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画の進捗管理に関する事
- (3) その他、計画に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、15名以内の委員をもって構成する。

- 2 推進会議に座長及び座長代理を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議を統括し進行にあたる。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進会議には、部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

6 岐阜県社会的養育推進会議委員名簿

職名等	職 氏名	備 考
岐阜聖徳学園大学短期大学部准教授	児玉 俊郎	座長
長久手市社会福祉協議会長（至学館大学非常勤講師）	喜多 一憲	
児童養護施設代表（麦の穂学園長）	横川 聖	
乳児院代表（麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長）	横川 哲	
岐阜県里親委託等推進委員会里親支援部会長	古川 浩二	
岐阜県里親連合会長	太田 岩雄	
専門里親	吉福多恵子	
岐阜県ファミリーホーム協議会長	丹羽 啓次	
子ども家庭支援センター連絡協議会代表	山田 暁美	
岐阜市子ども未来部次長兼子ども政策課長	川瀬由紀子	
白川町教育課子育て支援専門監	今井 芳美	
中央子ども相談センター所長	安藤 宣幸	

7 岐阜県社会的養育推進会議部会規程

(設置)

第1条 岐阜県社会的養育推進計画（仮称）（以下、「計画」という。）に関する調査及び検討等をするにあたり、岐阜県社会的養育推進会議（以下、「推進会議」という。）設置要綱第6条に基づく部会を設置する。

(調査検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他、計画に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 部会の委員は推進会議の座長が指名する。
2 部会には部会長を置き、委員のうちから互選する。
3 部会長は、部会を統括し進行にあたる。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。
2 部会は、部会長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課に置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和元年5月8日から施行する。

8 岐阜県社会的養育推進会議部会委員名簿

○施設の在り方検討部会

職名等	氏名	備考
樹心寮長	神谷 俊介	
誠心寮長	東海 龍明	
麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長	横川 哲	部会長
大野子ども家庭支援センターこころセンター長	八木 光子	
家庭支援課長	水野 知久	

○里親委託推進部会

職名等	氏名	備考
乳幼児ホームまりあ院長	古川 健次	
若松学園里親支援専門相談員	篠田 真	
飛騨地方里親会長	熊崎 勉	
ピーナツファミリー管理者	伊藤 美佳	
大野子ども家庭支援センターこころセンター長	八木 光子	
東濃子ども相談センター所長	伊佐地常範	部会長

○子相・市町村体制強化部会

職名等	氏名	備考
麦の穂学園長	横川 聖	
乳幼児ホームまりあ院長	古川 健次	
岐阜県母子生活支援施設協議会長	玉木ひとみ	
中央子ども相談センター所長	安藤 宣幸	部会長
中央子ども相談センター保護課主査	安藤 喜昭	
西濃子ども相談センター所長	高木 清孝	
中濃子ども相談センター所長	中島 康徳	
東濃子ども相談センター所長	伊佐地常範	
飛騨子ども相談センター所長	小倉 達也	

○社会的養護自立支援部会

職名等	氏名	備考
羽島ボランティア協会職員	水野 梨沙	
合掌苑長	成澤 武史	部会長
子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」センター長	山田 暁美	
元東濃地方里親会長	鷹見 敏子	
判定課主任	森 彩美	

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県社会的養育推進計画

令和2年3月

発行：岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111